

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

第1節 審査処理

1 標準処理期間

申請に基づき許認可等（行政手続法第2条第3号）を行うために要する事務処理期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定ではないが、標準処理期間として概ね第2に示す通りとする。（行政手続法第6条）

なお、申請に基づく許認可等は可能な限り迅速に処理することを原則とするが、標準処理期間を超えてもなお許認可等が行えない場合で、申請者から求められた時は、審査の進捗状況、許認可の遅れている理由、今後の見通しなどについて情報提供しなければならない。

申請に係る標準処理期間は次のとおりとする。

申請区分	標準処理期間 (日)	期間起算日	期間終了日
仮貯蔵・仮取扱申請	5	申請日の翌日	承認印副本交付日
設置許可申請	21	申請日の翌日	許可書交付日
変更許可申請	14	申請日の翌日	許可書交付日
仮使用承認申請	14	申請日の翌日	承認書交付日
完成検査前検査申請	7	検査完了日の翌日	タンク検査済証又は結果通知書交付日
完成検査申請	5	検査完了日の翌日	検査済証交付日
予防規程認可申請	14	申請日の翌日	認可印副本交付日
完成検査済証再交付申請 許可書及びタンク検査再証再交付申請	5	申請日の翌日	検査済証再交付日 許可書再交付日 タンク検査済証再交付日

備考

1 標準処理期間の算定日数には、次の日及び期間を含まない。

- (1) 土曜、日曜、祝日及び年末年始等の閉庁日
- (2) 申請者又は申請代理者による書類の補正に要する期間（手数料が未納付の期間を含む）
- (3) 危険物保安技術協会（KHK）へ審査委託等を行う申請等については、その審査委託期間（委託書類等の送付日から審査結果等の到着日まで）

2 申請日とは、申請等を受領した日（受付印に記された受付日）をいう。

3 交付日とは、許可書、検査済証等に交付年月日を示した日をいう。

4 不許可等により、許可書等が交付できないときは、当該不許可等の通知日は期間終了日とする。

2 手数料

(1) 手数料の徴収は、手数料条例の規定によるほか、次によること。【昭和 39 年自消丙予発第 15 号】

ア 政令第 9 条第 1 項第 20 号に定める「タンク」及び第 17 条第 7 号に定める「専用タンク」「簡易タンク」は当該製造所、一般取扱所又は給油取扱所の附属タンクであるから許可申請に対し当該タンク部分の申請手数料は不要とする。ただし、当該タンクのタンク検査申請に対しては、手数料を徴収する。

イ 製造所等の設置又は変更許可申請後であって、当該申請に係る許可前に申請内容を変更する場合は、申請内容の訂正として取り扱う。

したがって、許可手数料を重ねて徴収しない。ただし、その内容変更により、危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、許可手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を新たに徴収する。

この場合において、許可手数料が減少することになる場合は、減少後の数量に係る手数料との差額は、返還しない。

ウ 製造所等の設置又は変更許可後であって当該許可に対する完成検査前に変更する場合で、変更許可を要するものは、手数料条例に規定する変更後の危険物の数量を基準とした変更許可手数料を徴収する。

また、当該完成検査手数料は、変更後の危険物の数量を基準とした設置又は変更の完成検査手数料とする。

エ 製造所等の設置許可後であって、当該許可に係る完成検査前に変更申請を行い、当該変更について許可を受けた後、更にその変更をする場合は、ウ同様変更許可を要するものは、ウに準じる。

また、当該完成検査手数料は、変更後の危険物の数量を基準とした設置の完成検査手数料とする。

オ 設置若しくは変更許可申請書又は完成検査申請書の受付後並びに許可後に、当該申請に係る取消し又は取下げ申請が提出された場合であっても、手数料は返還しない。

カ 変更許可後の完成検査前に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、これら数件の変更許可に対する完成を同時に行う場合にあつては、完成検査申請の手数料は 1 件分の変更完成の手数料を徴収する。

(2) 緊急時の仮貯蔵・仮取り扱い申請は、震災等に起因し、災害対応又は社会公共の安全のために行われる場合は、手数料条例第 4 条の規定により免除する。ただし、震災等以外の緊急時の抜き取り等によるものは該当しない。【令和 2 年上予第 354 号】

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

(3) 手数料の額は次表を参照すること。(単位：円)

仮貯蔵・仮取扱い承認手数料			
5,400			
許可審査手数料			
製造所等の別	区分、容量、指定数量の倍数等	設置許可	変更許可
製造所 一般取扱所	指定数量の倍数 10 以下	39,000	19,500
	10 を超え 50 以下	52,000	26,000
	50 を超え 100 以下	66,000	33,000
	100 を超え 200 以下	77,000	38,500
	200 を超えるもの	92,000	46,000
屋内貯蔵所	指定数量の倍数 10 以下	20,000	10,000
	10 を超え 50 以下	26,000	13,000
	50 を超え 100 以下	39,000	19,500
	100 を超え 200 以下	52,000	26,000
	200 を超えるもの	66,000	33,000
屋外タンク貯蔵所 ※1	指定数量の倍数 100 以下	20,000	10,000
	100 を超え 10,000 以下	26,000	13,000
	10,000 を超えるもの	39,000	19,500
屋内タンク貯蔵所	全て	26,000	13,000
地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数 100 以下	26,000	13,000
	100 を超えるもの	39,000	19,500
簡易タンク貯蔵所	全て	13,000	6,500
移動タンク貯蔵所	積載式以外	26,000	13,000
	積載式、航空機、船舶等	39,000	19,500
屋外貯蔵所	全て	13,000	6,500
給油取扱所	給油取扱所	52,000	26,000
	給油取扱所（屋内）	66,000	33,000
販売取扱所	一種	26,000	13,000
	二種	33,000	16,500
移送取扱所	配管延長 15 km以下のもの（配管の最大常用圧力が 0.95 MPa以上、かつ配管延長 7 km以上を除く）	21,000	10,500
	配管延長 15 km以下のもの（配管の最大常用圧力が 0.95 MPa以上、かつ配管延長 7 km以上）	87,000	43,500
	配管延長 15Km を超えるもの	※ 2	左記の 1/2 の額
完成検査手数料			
		上記手数料の 1/2 の額	上記手数料の 1/2 の額
仮使用承認手数料			
5,400			
完成検査前検査手数料（水張検査）			
容量 10,000L 以下	6,000		
10,000L を超え 100 万 L 以下	11,000		
100 万 L を超え 200 万 L 以下	15,000		
200 万 L を超えるもの	15,000 に 100 万 L 又は 100 万 L に満たない端数を増すごとに 4,400 を加えた額		
完成検査前検査手数料（水圧検査）			
容量 600L 以下	6,000		
600L を超え 10,000L 以下	11,000		
10,000L を超え 20,000L 以下	15,000		
20,000L を超えるもの	15,000 に 10,000L 又は 10,000L に満たない端数を増すごとに 4,400 を加えた額		

※1 特定・準特定屋外タンク貯蔵所を除く

※2 87,000 円に配管延長 15 km 又は 15 km に満たない端数を増すごとに 22,000 円を加えた額

第2節 設置（変更）許可申請等

第1 仮貯蔵又は仮取扱い

1 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請に対する承認を行うときは、次の各号に留意し、危険物の性質又は周囲の状況等の実態から判断して、火災予防上及び消防活動上支障のないようにすること。

（1）承認の件数

仮貯蔵等の承認の件数は、次によること。

ア 屋外の場所の数箇所に分散して仮貯蔵等がなされる場合は、原則としてそれぞれが別の承認案件となること。ただし、複数の仮貯蔵等の場所が互いに接近している場合にあっては、複数の場所を一の承認案件として取り扱うことができる。

イ 屋内の仮貯蔵等については、危険物施設の場合と同様に1棟につき一の承認案件として取り扱うこと。

ウ 同一の場所において同時に仮貯蔵と仮取扱いが行われる場合は、これを包括して一の承認案件として取り扱うこと。

（2）法定期間（10日）終了後、反復して仮貯蔵等を行わないこと。ただし、次のような場合は仮貯蔵等の承認を更新できるものであること。

ア 事故又は災害による緊急措置等やむを得ない場合

イ ア以外のその他やむを得ない理由があり、火災予防上支障がないと認められる場合

（3）屋外において仮貯蔵等を行うとき（タンクコンテナにより貯蔵するものを除く。）は、次によること。

ア 屋外において承認してはならない危険物は、第1類のアルカリ金属の過酸化物に該当する危険物、第3類の危険物、第4類の特殊引火物に該当する危険物及び第5類の危険物とする。

イ 仮貯蔵等を行う場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所で、危険物の品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所とすること。

ウ 仮貯蔵等を行う場所の周囲には、さく等を設けて他の部分と明確に区画し、概ね危政令第16条第1項第4号に掲げる屋外貯蔵所の保有空地の例により空地を確保すること。ただし、不燃材料で造られた防火上有効な塀等を設けた場合は、空地の幅を短縮することができること。

（4）屋内において仮貯蔵等（タンクコンテナにより貯蔵するものを除く。）を行うときは、次によること。

ア 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として壁、柱、床、及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、窓及び出入口には、防火設備が設けられている専用の建築物又は室とする。

イ アの建築物又は専用室の窓及び出入口にガラスを用いる場合は、原則網入ガラスとすること。

ウ 電気設備は、電気設備の基準の規定を準用すること。

(5) 仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いの基準は、危政令第24条、第25条、第26条及び第27条に定める技術上の基準に準拠すること。

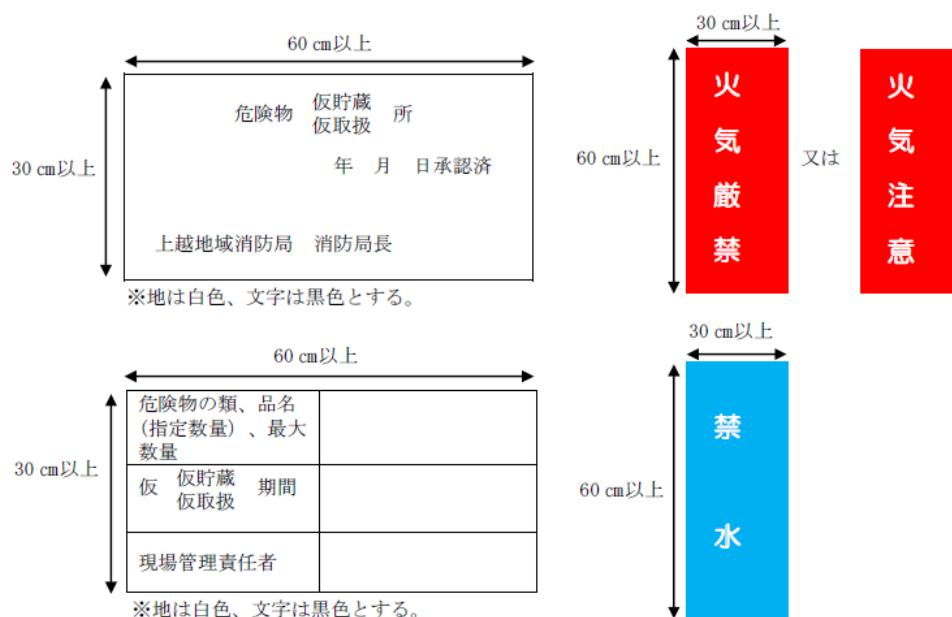
(6) 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するよう設置すること。

(7) 掲示板

仮貯蔵等を行う場所には、下記のとおり周囲の見やすい箇所に、仮貯蔵等である旨の表示、仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、数量並びに責任者の氏名を記載した掲示板を掲げること。

なお、掲示板の大きさ及び危険物に応じた注意事項は、組合危規則第3条の規定によること。



(8) 危険物取扱者

仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いに際しては、当該危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者を立ち会わせるよう指導すること。

(9) 製造所等の危険物の抜き取りの取扱い

給油取扱所において地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の定期点検又は廃止前の処理等に伴い、指定数量以上の危険物を地下タンクからドラム缶や移動タンク貯蔵所へ移し替える行為は仮取扱承認を要しない。【昭和62年消防危第60号】ただし、抜き取った危険物を許可施設外で指定数量以上を一時保管する場合は、当該貯蔵において仮貯蔵の承認が必要となるものであること。

これに準じ、製造所、一般取扱所等において、貯蔵タンク等から危険物を指定数量以上抜き取る行為及び抜き取った危険物を施設内に一時的に貯蔵する行為については、位置、構造、設備の変更が加えられない限り、仮取扱・仮貯蔵の承認は要しないこととする。

なお、屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等の貯蔵所のタンクから指定数量以上の危険物を他のタンク、ドラム缶、移動タンク貯蔵所等に移し替える行為については、仮取扱の承認を必要とするものであること。(指定数量未満の場合は、作業中の安全対策を資料提出させること。)

(10) 仮貯蔵等の特例

仮貯蔵等において、消防長又は消防署長が、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、火災の発生危険及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認められる場合は、(1) から (5) までを適用しないことができるものであること。

(11) タンクコンテナによる仮貯蔵

タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵については、前記にかかわらず、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」【平成4年消防危第52号】により指導すること。

2 震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの承認

- (1) 震災時等において危険物施設以外の場所（少量危険物貯蔵・取扱所を含む。）での臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁、その他事業者は、貯蔵及び取扱いの方法等を、予め協議しておくこと。【令和2年上予第354号】

この場合、次のとおり予め事前計画書（別記5の例を参考とすること。）を提出すること。ただし、仮に事前計画書を提出していない場合でも、仮貯蔵・仮取扱いの承認は条件によりできるものであること。

なお、「震災時等」とは、国民生活の維持のために行うことを目的とするため、災害の大小にかかわらず、一般的な洪水、大雨、停電等の災害を含むものである。【令和4年新潟県回答】

ア 震災時等における仮貯蔵等の安全対策

(ア) 共通対策

- a 危険物の取扱い場所（可燃性蒸気対策）
- b 危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行う。
- c 屋内で危険物を取り扱う場合にあっては、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意する。

(イ) 保有空地の確保

- a 危政令第16条第1項第4号の規定の例により保有空地を確保する。
- b 上記アにかかわらず危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができる。
- c 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保する。

(ウ) 標識等の設置

危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場所では、見やすい箇所に標識・掲示板を掲出して関係者に注意喚起を行なう。

(エ) 流出防止対策

流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を準備する。

(オ) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止する。

(カ) 静電気対策

- a ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を除去する。電動機は、防爆製品を使用する。
- b 静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること。）を確保する。
- c 絶縁性素材の用具は極力使用しない（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避ける。）。
- d 危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後は必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくする。
- e 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意する。
- f 給油・詰め替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよく接触する状況を避ける。または充填後はしばらく静置する。
- g 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行う。

(キ) 消火設備の設置

取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意する。

(ク) 取扱い場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入りを厳に禁ずる。

(ケ) 危険物取扱者の立会い等

- a 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか、立ち会う。
- b 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱に関する有資格者等専門知識を有する者が行う。

(コ) 二次災害の発生防止

余震発生、避難勧告発令時等における対応について予め定めておく。

(サ) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

安全対策上、必要となる資機材等は、事前に調達先・調達手順等について定めておく。

イ 危険物の取扱い形態別の対策

アに示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際して共通して講ずべき対策に加え、危険物の取扱い形態別の対策は次による。

(ア) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

- a 屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保する。
また、ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、または取り扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎む。
- b ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行う。やむを得ず屋内で行う場合は、壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行う。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底する。
- c 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくする。
- d ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、更に給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行う。

(イ) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置する必要がある。

また、危険物の流出量を小さくするために、1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行うことを避ける。

(ウ) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替えを行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意する。

- a 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずる。
- b 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておく。
- c 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結する。ただし、注入される側のタンク容量が指定数量未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。
- d ホース等に残った危険物は適切に処理する。
- e 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では吹きこぼしが発生するおそれがあるので、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油する。

- f 船舶から移動タンク貯蔵所や陸上の施設等に燃料を供給する場合も上記 e に準じるが、船を確実に係留するとともに津波警報発令時の対応についても予め決めておく。
- g 震災時等で、広範囲にわたって給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要性に迫られている場合においても、ガソリンは引火点がマイナス 40 度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大して滞留するおそれがある（200 リットルの流出事故で最大 30 m の範囲まで可燃性蒸気密度が高くなる可能性がある。）こと等、二次災害の発生防止が極めて重要なことから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要である。
- h 給油時のもれ・あふれ等による流出事故の防止対策
- 給油取扱所の給油設備は、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時のもれ・あふれ等を防止している。
- i 流出事故が発生した場合の火災防止対策
- 給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外に被害が拡大することを防止している。
- j 火災が発生した場合の人的被害防止対策
- 給油取扱所では給油に関係ない者の立ち入りが管理されているが、震災時等においては、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。
- k 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大防止対策
- 給油取扱所では防火塀等の措置が講じられているが、震災時には、周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。
- 1 火気管理の徹底
- 給油取扱所では、給油時の自動車等の原動機を停止させる、電気設備は防爆機器を使用するなど、可燃性蒸気対策がされている。

第2 設置（変更）の許可

1 許可区分

（1）設置許可申請が必要なものは以下のとおりとする。

ア 製造所等を新たに設置する場合

イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の区分の転換を行う場合、及び貯蔵所又は取扱所において危政令第2条又は第3条に掲げる施設区分（同令第3条2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合【昭和52年消防危第182号】

例えば、製造所から取扱所に変更する場合又は屋外タンク貯蔵所から屋内タンク貯蔵所に変更する場合

ウ 製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）を移設する場合。ただし、同一敷地内で主要構造物の変更を伴わない移設の場合は、変更許可申請とすることができる。【昭和52年消防危第182号】

エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合及び老朽化等により製造所等を全面的に改修する場合【昭和37年自消丙予発第91号】

オ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体の建て替えと基礎及び地盤の造り替えを同時に行う場合

カ アからオまでによるほか、その状況等により設置許可申請とすることが適当な場合

(2) 変更許可申請が必要なものは以下のとおりとする。

ア 製造所等について変更工事を行う場合のほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更、業務形態の変更等に伴い、新たに追加審査すべき技術上の基準事項が生じる場合

業務形態の変更とは、例えば自家用給油取扱所（危政令第17条第3項第6号に定める自家用の給油取扱所をいう。以下同じ。）から屋外給油取扱所（危政令第17条第1項に定める給油取扱所をいう。以下同じ。）に切り替える場合【昭和51年消防危第23-3号・昭和52年消防危第182号】

イ 製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合。ただし、資料の提出のみの処理による場合及び設置許可申請を必要とする場合を除く。【昭和42年自消丙予発第88号】

ウ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が破損した場合であって、部分修復により当該構造又は設備が復旧できる場合。ただし、小規模な修復によって復旧が可能な場合はこの限りでない。【昭和37年自消丙予発第44号】

エ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体又は基礎（地盤を同時に造り替える場合を含む。）のいずれかを取り換え変更（更新を含む。）する場合。ただし、タンク本体のみの建て替えであっても、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径（横型のタンクにあっては、縦及び横の長さをいう。）及び高さが建て替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さにおいて同規模を超える場合はこの限りでない。【平成11年消防危第58号】

オ 地下タンク貯蔵所において、経年劣化により板厚が3.2mm未満となるような減肉又はせん孔が発見された際、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」【平成21年消防危第204号】問2に対する答えに示す要件に適合する場合

カ 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替える場合【平成10年消防危第90号】

キ 移動タンク貯蔵所の貯蔵タンク又はシャーシ（ヘッド部分も同時に取り換える場合を含む。）のいずれかを取り換え（更新を含む。）する場合。【平成10年消防危第90号】ただし、緊結装置に適合性がある場合であって、危規則第24条の5の定め適合する積載式移動タンク貯蔵所の付属タンクとして既に許可を受けたタンクコンテナ（積載式）を別で許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所に積載する場合、又は危規則第24条の9の3の定め適合する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の付属タンクとして追加積載する場合は、2設置（変更）許可申請に係る留意事項（1）イ（ウ）によること。

ク アからキまでによるほか、その状況等により変更許可申請とすることが適当な場合

2 設置（変更）許可申請に係る留意事項

(1) 区分による留意事項

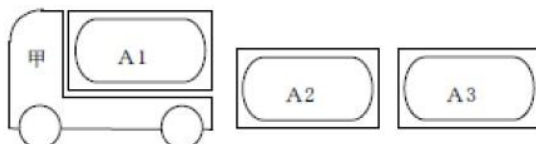
ア 貯蔵所において指定数量以上の危険物の取扱いをする場合は、貯蔵所とは別に一般取扱所を設置させ取り扱わせること。ただし、貯蔵に伴う取扱いの範囲を逸脱しない場合においてはこの限りでない。

イ 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い【平成4年消防危第54号】

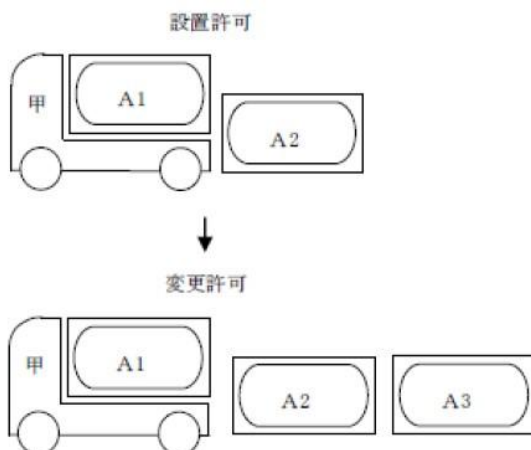
(ア) 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

(イ) 積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が 30,000ℓ 以下となる数とするが、交換タンクコンテナを保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、次により許可を受けるものとする。

a 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあつては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けるものとする。

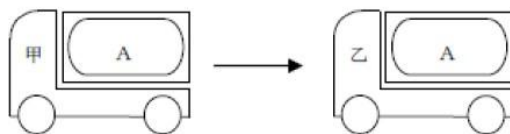


b 設置許可を受けた後にあつては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けるものとする。



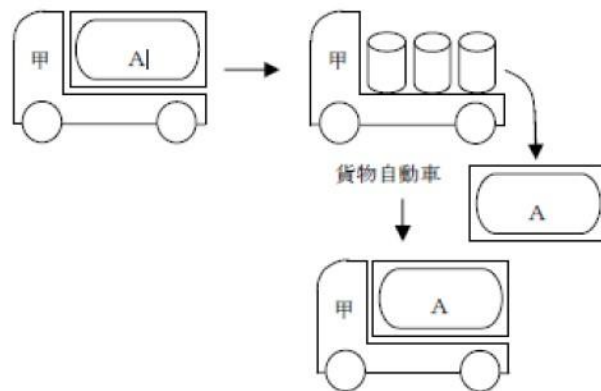
(ウ) (イ) の許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができる。

この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。ただし、積載式移動タンク貯蔵所のうち危規則第24条の5第3項又は同規則第24条の9の3第2項に該当しないものにあつては、タンクの取り替えを行う際には変更許可申請が必要となること。



(エ) 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、次によること。

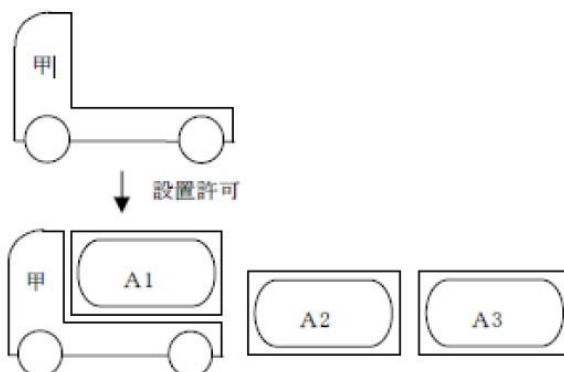
- a 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を必要とするものであること。
- b 設置許可を受けた後にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める届出を必要とするものであること。
この場合最大重量が変更となる場合は変更許可となる場合もある。
- (オ) 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。
- (カ) 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。



- (キ) 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、危規則第24条の5第4項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とすること。
- ウ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いについて【平成13年消防危第50号】
- (ア) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

- (イ) 交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を要すること。

なお、設置許可申請は、交換タンクコンテナが入港する前に受け付けて差し支えないこと。



- (ウ) 貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として、設置許可を要すること。

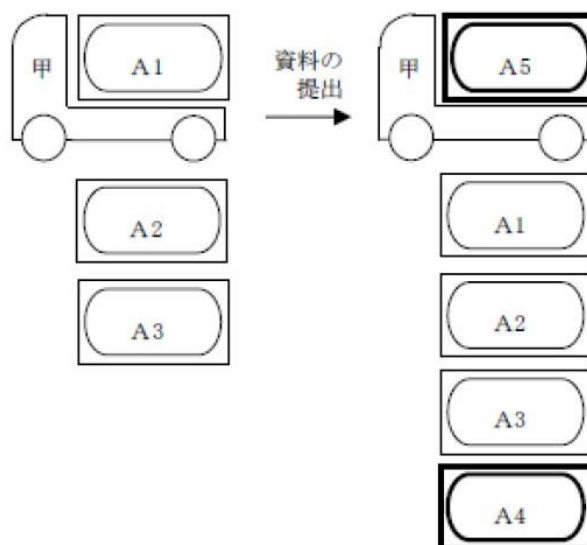
- (エ) 許可申請にあたって添付を要するタンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、当該タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることに鑑み、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等、必要最小限にとどめること。

- (オ) 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後、保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換タンクコンテナの追加を資料等による確認を要する変更工事として取扱って差し支えないこと。

したがって変更許可及び完成検査は要しないものであること。

なお、交換タンクコンテナのIMDGコードへの適合性、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置の適合性及び貯蔵する危険物を資料(注)の提出(郵送、ファックス等)により確認すること。

この場合、不明な点があれば、事業者等を確認すること。



注：タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関またはこれに代わる機関の許可書の写し、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に係る規格(JIS、ISO等)等が確認できる書類及び貯蔵する危険物を明示した書類をいう。

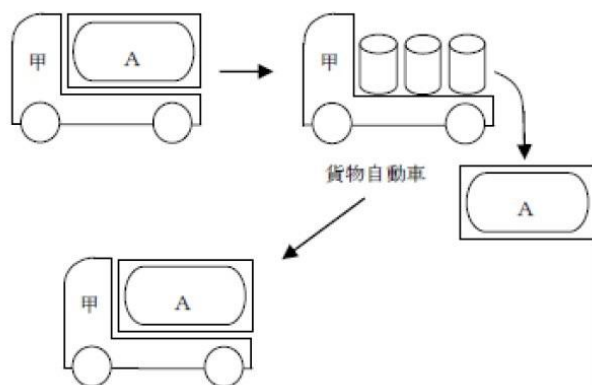
- (カ) 移動タンク貯蔵所として許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が他の積載式移動タンク貯蔵所の車両の緊結装置に適合性を有する場合には、当該車両にも積載することができること。

この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

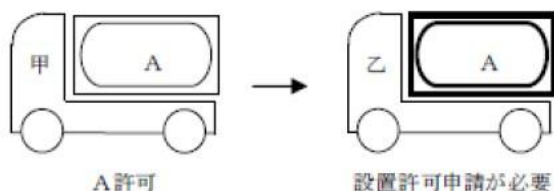
- (キ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、危政令第15条第1項第17号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び危規則第24条の8第8号に定める表示がタンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができること。

- (ク) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

- (ケ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。



- (コ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。



- (サ) 積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は、法第11条の4に定める届出を要すること。

エ 複数の危険物を貯蔵し、または取り扱う移動タンク貯蔵所の取扱いについて【平成10年消防危第90号】

複数の危険物を貯蔵し、または取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大数量貯蔵できるように（空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るよう確保する。）タンクを製作した場合の許可申請は、次により取り扱うこと。

（ア）当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じても差し支えないこと。

（イ）許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えないこと。

（ウ）移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は、道路運送車両法の最大積載量を用いて差し支えないこと。

オ 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について【平成10年消防危第22号】

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法の許可（高圧ガス保安法第5条及び第14条）を受ける必要があるが、この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に法の許可申請を受理する必要がある。

なお、危規則第27条の3第6項第3号から第5号に掲げる設備が、高圧ガス保安法の規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

（2）委任状

ア 委任状作成の要否

委任行為については申請者と設置者（法第11条）の間の権利関係であり、委任行為の確認ができれば委任状によらなくとも差し支えない。

イ 委任状作成の意義

委任状は第三者に対し申請者に代理権があることや、代理を行う権限の範囲を証するものである。

したがって、委任状を作成する場合は代理を行う権限の範囲や、申請者と設置者の法人が異なる場合などに代理権があることを示すものとする。

ウ 訂正印の要否

申請・届出は申請者・届出者の押印・署名を求めていることから、その訂正においても申請者・届出者に押印・署名を求めることはない。

したがって、代理人による訂正についても訂正印は不要であり、委任状に訂正印がなくとも差し支えない。申請・届出の内容を訂正する場合は訂正箇所二重線を引き、その上に正しい文言を記載する。

エ 委任状の作成

委任状を作成する場合は、次の記載例を参考とすること。

なお、一連の許可申請と完成検査申請があった場合は兼ねてもよいが、完成検査後において変更許可申請があった場合は、兼ねることは不適当である。

委 任 状		
私は、(所在地・名称・職名・氏名)を代理人と定め(設置場所、製造所等の別、区分)を設置(変更)することについて、下記の権限を委任します。		
記		
1	危険物の規則に関する法令の規定による許可申請及び完成検査申請に関すること。	
2	申請書類の訂正に関すること。	
3	完成検査前の変更許可申請に関すること。	
4	(仮使用の承認申請に関すること。)	
	年	月 日
	住 所	
	氏 名	

委任状（例）

オ 工事の委任

工事の委任は、許可申請等と直接関係のない当事者間の委任関係であるから、委任状には記載させないよう指導すること。

（３）火を使用する設備等の規制

製造所等における法第9条に定める火を使用する設備等の規制は、法第10条第4項に基づき審査するものであり、委任する火災予防条例によるものではないこと。

なお、この場合は火災予防条例に基づく届出は不要であるが、必要に応じて資料提出により確認するものとする。

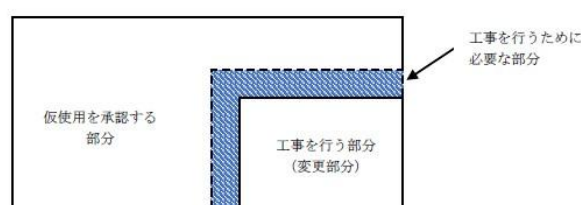
第3 仮使用の承認

法第11条第5項ただし書の規定による危険物製造所等の仮使用の承認申請に対する承認を行うときは、次の事項に留意すること。

1 仮使用の承認対象

（１）仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない場合とすること。【昭和46年消防予第105号】

（２）変更の工事に係る部分とは、下図のとおり実際に工事を行う部分と、当該工事を行うために必要な部分をいうものであること。



- (3) タンク・機器、配管内に危険物が貯蔵、滞留されているときは、危険物施設を使用していることとなり、変更許可の際に仮使用の承認が必要となること。ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられ、かつ、取扱い行為等がない場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができるものであること。
- (4) 屋外タンク貯蔵所等における変更において、主タンク又はその付属配管に危険物が残存していない場合は、同一防油堤内の他のタンクに危険物が残存していても、仮使用承認は必要としないが、工事中の安全対策等については、別途資料提出（危険物を残存するタンクを代表として）を求めること。
- なお、この内容は資料提出に変えて、変更許可申請書の中に、「工事中における他タンクへの安全対策」として含めることも可能とする。

2 承認条件等

仮使用を承認する場合は、工事の規模、内容等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認める事項について、適合していなければならないものであること。

(1) 各種工事に共通する事項

ア 安全な工事工程計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

イ 安全管理組織の確立

(ア) 設置者側事業所及び元請、下請等の工事施工業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

(イ) 毎日の工事内容・手順及びその安全対策が具体的に工事関係者全員に徹底できる連絡・報告体制が確立されていること。

(ウ) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

ウ 火気管理

(ア) 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。ただし、火災予防上十分な措置が講じられている場合は、この限りでない。

(イ) 火気使用の規制範囲及び規制内容が明確であること。

(ウ) 火気使用場所直近に、消火器（仮使用の範囲専用）等が配置されていること。

エ 工事現場は、工事に必要な十分な広さが保有できること。

なお、給油取扱所にあつては、原則として、使用を予定している部分の危政令第17条第1項2号に規定する給油空地及び同項第3号に規定する注油空地を確保する必要があること。

オ 工事場所と仮使用場所の区画

(ア) 工事場所と仮使用場所とが明確にされ、かつ、工事場所と仮使用場所との間は工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

(イ) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するための仮設の水平区画が設けられていること。

なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等は、不燃材料で造るとともに、区画の大きさは、仮使用場所の実態に応じたものであること。

(ウ) 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置がなされていること。

(エ) 工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないような措置が講じられていること。

カ 照明及び換気の設備

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障がないものを用いるとともに、必要に応じ、換気が十分行われること。

キ 仮設施設・設備等の安全措置

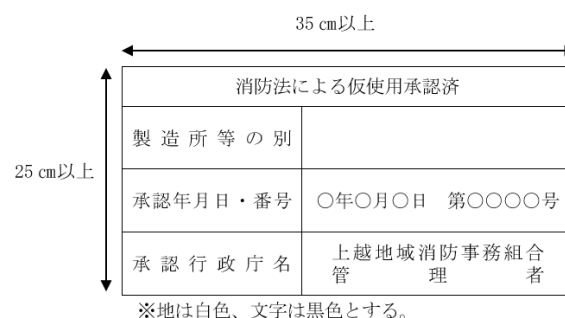
工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあつては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

ク 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等の危政令の基準による設備を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。

なお、この場合、仮設設備に係る変更許可申請は不要であるが、仮使用の申請書類に仮設設備の図面等を添付すること。

ケ 承認を受けた後、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の製造所等の標識・掲示板など見やすい箇所に次の掲示板を設けること。

なお、材質は標識・掲示板の例によること。



仮使用の掲示（例）

コ 作業記録の保管

作業経過、検査結果等を記録し保管する等、工事の進捗状況が把握できる体制が確保されていること。

(2) 作業内容別事項

ア 危険物の抜き取り作業等

(ア) 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられているとともに、随時周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確保されていること。

(イ) 多量の危険物を抜き取る場合は、空気等による圧送以外の方法により行うこと。

(ウ) 危険物を抜き取り後、設備又は配管内の可燃性蒸気が完全に除去され、又は不活性ガス等による置換が行われること。

- (エ) 静電気の発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該容器等を有効に接地し、又は危険物の流速を制限する等の静電気災害を防止する措置が講じられていること。

イ 溶接、溶断作業

- (ア) 溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断するとともに、溶接、溶断を行う部分の危険物等可燃性のものは完全に除去すること。
- (イ) 溶接等の際、火花、溶滴等の飛散、落下により周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には、必要な保護措置を講ずること。

ウ 廃止のタンク

変更工事に伴い危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを廃止する場合には、当該タンクの処置について安全対策を講ずること。【平成3年消防危第78号・平成22年上予第2176号】

- エ その他工事の内容に応じた必要な保護措置を講ずること。

3 承認申請の時期

- (1) 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができること。
- (2) 変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受けること。

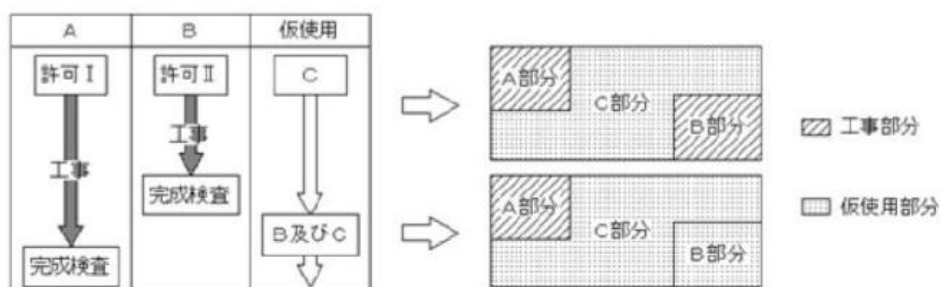
4 複数の変更工事に係る仮使用の承認

一の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等製造所等全体の安全を確認した上で承認する必要がある。【平成11年消防危第24号】

- (1) 複数の変更工事について、それぞれ変更許可を行う場合

ア 工期が重複する複数の変更工事の場合

- (ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰ及び許可Ⅱの変更許可番号等を記載させること。
- (イ) 先行して完成したB部分について新たに仮使用をする場合には、既に承認されている仮使用に代えて、B部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。
この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰの変更許可番号等を記載させること。



工期が重複する複数の変更工事の場合

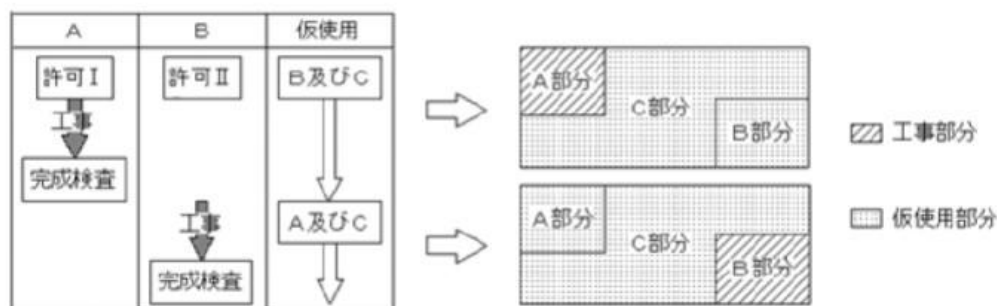
イ 工期の重複しない複数の変更工事の場合

(ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、許可Ⅰの変更部分以外のB部分及びC部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰの変更許可番号等を記載させること。

(イ) 先行して完成したA部分について完成検査済証を交付した時点でB及びC部分に係る仮使用は効力を失うものであること。

(ウ) B部分の工事が開始されるにあたり、許可Ⅱの変更部分以外のA部分及びC部分の仮使用をする場合には、新たにA部分及びC部分についての仮使用承認を行うこと。

この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅱの変更許可番号等を記載させること。



工期の重複しない複数の変更工事部分の場合

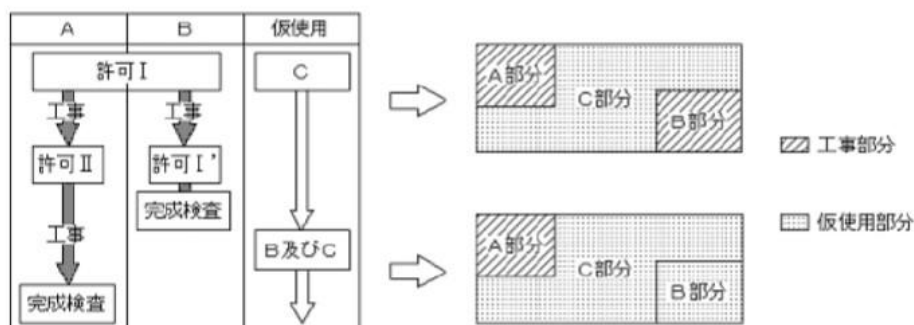
(2) 複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）

ア A部分及びB部分を一の変更許可申請で許可Ⅰを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰの変更許可番号等を記載させること。

イ B部分の工事が先行して完成し、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合には、B部分に係る完成検査申請書を提出する前に、許可Ⅰの工事範囲部分を縮小（許可Ⅰ'）するとともに、新たにA部分についての許可Ⅱを行うこと。

この場合、先行して完成したB部分について完成検査済証を交付した時点でC部分に係る仮使用は効力を失うこととなるので、許可Ⅱの変更部分以外のB部分及びC部分の仮使用をする場合には、B部分の完成検査前にB部分及びC部分についての仮使用承認を行うこと。

なお、この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅱの変更許可番号等を記載させること。



複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合

第4 予防規程の認可

1 基本的事項

予防規程を制定又は変更した場合には、消防長の認可を受けなければならない。予防規程は、製造所等の火災の予防に資するため、法第10条第3項に基づく危政令第4章の規定に従い、製造所等の具体的様態に応じて定められた危険物の貯蔵又は取扱いに係る具体的保安基準が求められるものであり、その内容は製造所等を所有する事業所等が樹立し、事業所における自主保安基準として位置付けるものである。

2 予防規程の作成上の留意事項

- (1) 同一事業所の中に該当する製造所等が複数存在する事業所は、災害発生の関連性及び企業運営の有機性、一体性を勘案し、事業所全体を一の予防規程対象として集約し、予防規程を作成することが適当である。【昭和40年自消丙予発第178号】
- (2) 予防規程の作成にあたっては、施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に則して保安確保策を具体化する必要がある。【平成13年消防危第98号】
- (3) 従業員等の保安に対する意識を深めることが重要であり、理解しやすい方策をとること。
また、既に自主保安基準としてのマニュアル等が作成されている場合は、引用することが可能であること。【平成13年消防危第98号】

3 予防規程に定める事項

(1) 総括的事項

- ア 法第14条の2の規定のほか、防火管理上必要な事項について定めること。
- イ 適用範囲は、製造所等の全域とすること。
- ウ 事業所の長は、事業所に勤務する者又は立ち入る者に予防規程を周知徹底させる義務があるものとする。

(2) 保安管理体制

ア 保安管理組織

- (ア) 保安管理組織の構成及び業務内容を具体的に定めること。
- (イ) 組織を構成する者の代理に関することを定めること。

イ 自衛消防組織

- (ア) 自衛消防組織の構成及び業務内容を具体的に定めること。
- (イ) 組織を構成する者の代理に関することを定めること。

(3) 予防管理

ア 火気管理

- (ア) 火気の種類及び火気作業の定義を具体的に定めること。
- (イ) 火気使用の許可に関することを具体的に定めること。

- (ウ) 火気使用の標識の掲出、火気作業の開始及び終了の連絡並びに火気作業前の安全確認について定めること。
- (エ) 火気使用の記録及び保存について定めること。
- (オ) 火気作業従事者の遵守事項を定めること。
- (カ) 車両等の通行規制について定めること。

イ 運転管理

- (ア) 誤操作がなく安全かつ適正に運転するための基準を定めること。
- (イ) 緊急時における、運転の停止及びスタートアップの操作基準を定めること。
- (ウ) 運転、操作基準の定期的な見直しについて定めること。
- (エ) 夜間又は休日における緊急停止権者を定めること。
- (オ) 運転状況を把握するためのチェックリストを作成し、毎日の巡視点検について定めること。
- (カ) 巡視点検で異常を発見した場合の応急措置及び改善について定めること。
- (キ) 巡視点検記録の保存について定めること。
- (ク) 運転員の引き継ぎ交替に関することについて定めること。

ウ 貯蔵及び取扱管理

- (ア) 危険物の貯蔵及び取扱いについては、消防法令に定めるもののほか、実態に則した貯蔵及び取扱いの基準を定めること。
- (イ) 巡視点検及び記録の保存は、前（オ）から（キ）の例によること。

（４）施設及び設備管理、工事管理

ア 施設及び設備管理

- (ア) 前イ及びウで行う点検のほか、施設及び設備の維持管理の徹底を図るため、定期的に行う施設及び設備ごとの点検、検査基準を定めること。
- (イ) 点検及び検査で異常を発見した場合の応急措置及び改善について定めること。
- (ウ) 施設及び設備ごとの維持管理台帳を作成し、点検、検査の結果及び補修記録並びに異常時の応急措置記録の保存について定めること。

イ 工事管理

- (ア) 工事の許可に関することについて定めること。
- (イ) 工事着工前及び工事終了後の設備等の安全対策について定めること。
- (ウ) 工事責任者の選任及び工事中の立ち会いについて定めること。
- (エ) 工事、作業の標識の掲出、工事、作業の開始及び終了の連絡並びに工事、作業前の安全確認について定めること。
- (オ) 工事、作業経過の記録及び保存について定めること。
- (カ) 作業者の遵守事項について定めること。

(キ) 火気を使用する工事については、上記のほか3 (ア) を準用すること。

(5) 災害対策

- ア 消防機関等への通報方法等を明確に定めること。
- イ 災害時の応急対策、消防活動等について定めること。
- ウ 公設消防機関へ情報提供する者及びその内容について定めること。
- エ 地震及び津波発生時の措置について定めること。
- オ 事故後の現場保存、原因究明、復旧等について定めること。

(6) 教育・訓練

- ア 年間計画を作成し、実施期間、対象者及び内容について定めること。
- イ 教育、訓練記録の保存について定めること。

(7) 地震時の措置等

- ア 大規模な地震及び津波に係る防災訓練に関することについて定めること。
- イ 大規模な地震及び津波による被害の発生の防止又は軽減を図るため必要な教育及び広報について定めること。

(8) 荷卸し時の措置等

専用タンクに注入するときの給油、詰め替え等の監視について定めること。

(9) 給油が行われていない時の措置等

営業時間外に係員以外の者が出入りするときの、緊急時の対応その他保安について定めること。

(10) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

顧客に対する監視その他保安のための措置に関することは、次による。

- ア 顧客自らによる給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示（以下「監視等」という。）を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制は、同時に複数の従業者により監視等を行う場合、そのうち1名を甲種又は乙種の危険物取扱者とし、その他の従業者は当該危険物取扱者の指揮下で監視等を行うことで差し支えないこと。
- イ 監視等の要領

次の例により着眼点等をわかりやすく、具体的に記載すること。

(例)

1 監視等のポイント

インターホン及び放送機器を用いて顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。

(1) 顧客が給油を開始できる条件は次によること。

ア 火気のないこと。

イ 車両のエンジンが停止されていること。

ウ 自動車の燃料タンクへの給油であること。(容器へ詰め替えるものでないこと。)

エ 顧客が静電気除去行動を行ったこと。

(2) 顧客が注油を開始できる条件は次によること。

ア 火気のないこと。

イ 顧客が静電気除去行動を行ったこと。

ウ 容器が適法なものであること。

2 非常時等の措置

(1) 非常時等とは次の場合をいう。

ア 火災及び漏えいその他の事故が発生した場合

イ 給油等を開始できる条件が維持されなくなり、火災等の発生の危険性が切迫していることが認められる場合

(2) 措置

ア 緊急停止スイッチにより給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

イ 火災を覚知した場合には、起動装置により固定消火設備を起動する等、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

ウ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練

危険物取扱者以外の者が監視等を行う条件は、危険物の性質、火災予防・消火の方法等に関する知識を有するとともに、当該給油取扱所の設備等を熟知している者であることから、これに必要な教育・訓練内容であること。

エ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示

オ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定

カ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

4 予防規程を定めることを規定した通知等

3により規定した事項に加え、その製造所又は事業所全体の様態を考慮し、次の通知等に基づき、予防規程に盛り込むこと。

- (1) 給油取扱所の予防規程について【昭和 62 年消防危第 38 号】
- (2) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程について【平成 10 年消防危第 25 号】
- (3) ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の予防規程について【平成 11 年消防危第 53 号】
- (4) 単独荷卸しを行う給油取扱所の予防規程について【平成 17 年消防危第 245 号】
- (5) 震災時における仮貯蔵・仮取扱いの安全対策に係る予防規程について【平成 25 年消防災 364 号・消防危第 171 号】
- (6) 危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程について【平成 24 年消防危第 197 号】
- (7) 圧縮水素充填設備を設置する給油取扱所の予防規程について【平成 27 年消防危第 123 号】
- (8) 携帯型電子機器の使用に係る予防規程について【平成 30 年消防危第 154 号】
- (9) 可搬式制御機器の使用に係る予防規程について【令和 2 年消防危第 87 号】
- (10) 給油取扱所の屋外での物品販売業務に係る予防規程について【令和 2 年消防危第 88 号】
- (11) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所で使用する電子機器等に係る自主行動計画について【平成 31 年消防危第 84 号】

5 その他

- (1) 予防規程対象施設の作業内容が単純であり、施設の規模が小さく、従業員が少数の場合で、事業所の実態を考慮して、安全管理の実効が挙げられる場合、基準の一部を省略できること。
- (2) 予防規程は、事業所全体の安全を確保する必要上、危険物施設以外の施設について規定することができるものであること。
- (3) 給油取扱所においては、一旦認可を受けた所長又は危険物保安監督者が変わる場合においては、変更の認可は必要とせず、届出をすることをもって足りるものであること【昭和 62 消防危第 38 号別添「給油取扱所の予防規程に定めるべき事項（備考）」】
また、給油取扱所以外の危険物施設であっても、上記と同様の場合は、準用して指導する。

第5 変更工事に係る資料提出等の取扱い

1 基本的事項

製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、法第 10 条第 4 項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下単に「基準」という。）の内容と関係が生じない、又は形式的には基準の内容と関係が生じるが、その内容が軽微であり、保安上の問題を生じさせない場合の取扱いについて、次のとおりとする。【平成 14 年消防危第 49 号（以下「49 号通知」という。）】

- (1) 非対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないことから、非対象設備のみの変更が行われる場合においては、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

（２）対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）、又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行なわれる工事については、基準の内容及び保安上の問題との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。

（３）変更許可を要しない変更工事

製造所等を構成する機器は相互に密接に関係しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべてが事前に明白であるわけではない。

また、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であり、保安上の問題を生じさせないものまで変更許可を要することとするのは適当ではない。

したがって、変更工事については、その形態に応じ資料による確認を実施し、若しくは、当該変更工事が基準の内容と関係が生じないものであると判断できる場合、又は形式的には基準の内容と関係が生じるが保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合は、資料の提出等をさせずに、当該変更工事を「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとする。

2 運用に関する事項

（１）確認を要しない軽微な変更工事

工事の内容が軽微であり、基準の内容と関係が生じないこと、又は保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、確認を要しない「軽微な変更工事」として、資料により確認することなく変更許可の手続きを要しないこととする。

この場合においては、事後における資料の提出も要しない。

（２）確認を要する変更工事

工事の内容は軽微であるが、更に基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する変更工事」として事前に工事の内容に関する資料の提出を求め、確認するものとする。

この場合、届出は組合危規則第17条第1項第3号に定める軽微な変更届出書によるものとし、当該届出書による確認の結果、工事の内容が基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じさせないものであることが明らかになった場合は「軽微な変更工事」として変更許可の手続きを要しないものとする。

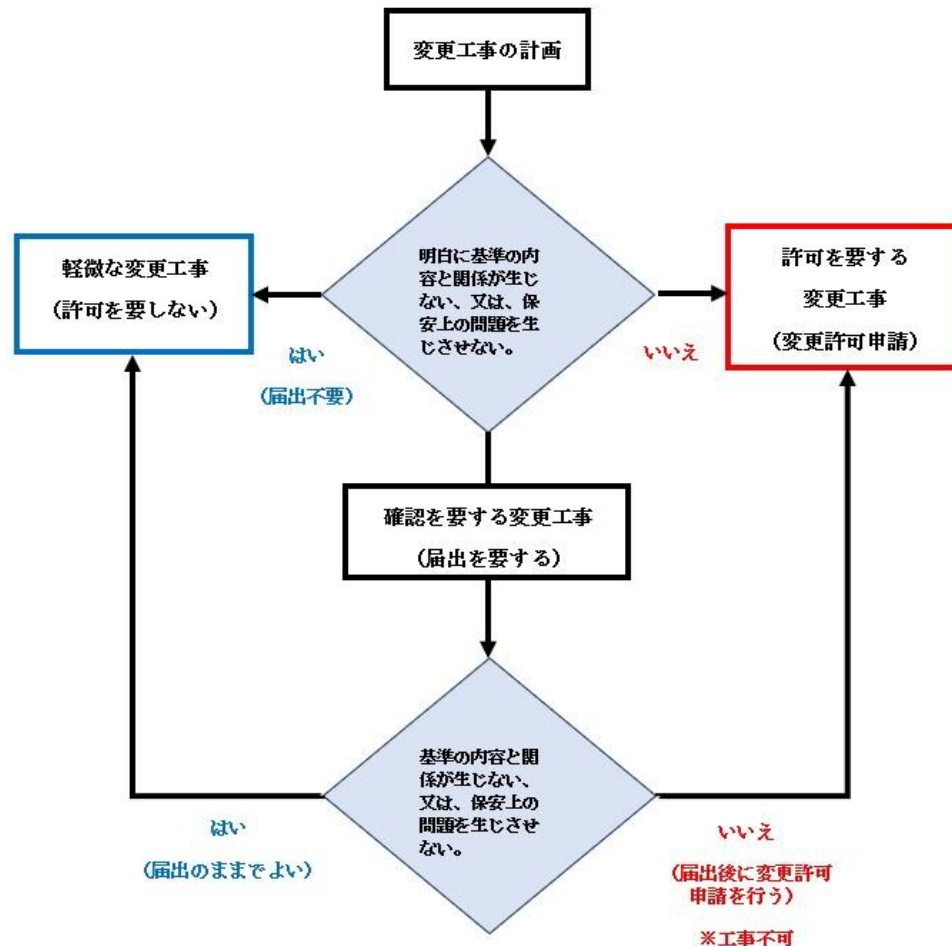
（３）保安上の問題を生じさせないものの判断要件

変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件としては、少なくとも次の要件を満足するほか、製造所等の形態、工事内容等により判断すること。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

- ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。



(4) 検査

ア 工事の形態により、「変更許可を要する工事」と(2)の「確認を要する変更工事」とが同時に行なわれる場合には、「確認を要する変更工事」に係る部分の資料を変更許可の申請に含めることができるものとする。

この場合において、「確認を要する変更工事」に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものとする。

イ 軽微な変更工事に係る検査（水圧試験等）については、自主検査とし、施工管理等の履歴を記録保存すること。ただし、資料による変更部分が明確でない場合などは必要に応じて現場確認等（直接確認又は写真提出）を実施するものとする。【令和5年上予第81号】

3 具体的例示

具体的例示を次に示す。

なお、具体的例示に例示されていない工事であっても、類似又は同等と認められるものは、同様の取扱いとすることができる。

(1) 定義

- ア 「増設」とは製造所等に新たに機器、装置等の設備を設置することをいう。
- イ 「移設」とは製造所等を構成する機器、装置等の設置位置を変えることをいう。
- ウ 「改造」とは現に存する製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行ない当該機器、装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。
- エ 「取替」とは製造所等を構成する機器、装置等を既設のものと同等の種類、機能及び性能等を有するものに交換し、造り直すことをいう。（「改造」に該当するものを除く。）
- オ 「補修」とは製造所等を構成する機器、装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいう。（「改造」に該当するものを除く。）
- カ 「撤去」とは製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- キ 「全て」とは取替、補修、撤去、増設、移設、改造の全てのことをいう。
- ク 「届出要」とは上記工事区分にかかわらず届出を要するものをいう。
- ケ 「届出不要」とは上記工事区分にかかわらず届出を要しないものをいう。
- コ ◆は、49号通知の基準に、上越地域消防局の運用を加えたものをいう。

(2) 具体的例示（共通事項）

構造、設備等	軽微な変更工事		備考 (確認事項)
	確認を要する変更工事	確認を要しない軽微な変更工事	
1 建築物、工作物			
(1) 建築物			
屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等		補修	・消火設備、警報設備等に変更がないこと。（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。）◆ ・小梁、ブレース等の部分的な補強は「補修」に該当する。◆
小規模な壁等の貫通（防火区画を除く。）◆	全て◆		・貫通部の処理等に留意すること。◆
防火区画◆		補修◆	
防火上重要でない間仕切壁	増設・移設・改造・撤去	取替・補修	・他の壁の構造基準に変更がないこと。 ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと。（ただし、【平成9年消防予第192号】による軽微な工事の範囲は除く。）◆
内装材		取替・補修・撤去	

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

防火設備（自動閉鎖装置を含む。）◆		取替・補修	
ガラス、窓、窓枠		取替・補修	
階段		取替・補修	
(2) 工作物			
保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁		補修	
配管、設備等の支柱、架台◆	取替◆	補修	
配管、設備等の支柱、架台の耐火被覆	取替	補修	・配管・設備の耐震計算等に変更がないこと。 ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと。
歩廊、階段、はしご、ホイストクレーン等◆		取替・補修	・機器又は区画等に変更がないこと。◆
(3) 保有空地			
植栽	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	
必要とされる保安用設備（標識及び掲示板を除く。）◆	増設・移設・改造◆	取替・補修◆	・保有空地の基準に変更がないこと。◆
2 タンク等			
(1) 基礎等			
犬走り、法面、コンクリートリング	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復するもの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る。◆
地下タンクの上部スラブ	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、又はこれと同等以上のもの（配筋の変更を伴わない上部スラブの掘削・復旧工事を含む。）◆ ・「配筋部分の補修」とはスラブ自体の強度に影響を及ぼさない程度（鉄筋の溶接補修など）をいう。◆
(2) 構造等			
屋根支柱、ラフター、ガイドポール等	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
屋外タンク支柱の耐火措置（20号タンクを含む。）◆	取替◆	補修	
地下貯蔵タンクの内面ライニング（腐食のおそれが特に高い等に該当するもの）◆	補修・撤去		・上部スラブの変更が伴わないこと。◆ ・マンホール等の増設がないこと。◆

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

地下貯蔵タンクの内面ライニング（腐食のおそれが特に高い等に該当しないもの）◆	増設・改造・取替・補修・撤去		上記と同じ。
階段、はしご、手すり、点検歩廊等◆	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。◆ ・付属品重量増加に伴うタンク本体の構造の応力に留意すること。（特定・準特定タンク）◆ ・屋根の放爆構造に影響がないこと。◆
（3）設備等			
タンク元弁	取替◆	補修	・鋳鋼又は同等以上の機械的性質を有するものであること。◆
通気管（地上部分に限る。）	改造・取替◆	補修	・「改造」とは大気弁又は無弁通気管に変更することという。◆
タンクの加熱設備（蒸気、温水、電気を用いたものに限る。）◆		取替・補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・熱媒体となる物質に変更がないこと。
タンクの加熱設備（蒸気、温水、電気を用いたものを除く。）◆	取替	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・熱媒体となる物質に変更がないこと。
タンクの冷却設備◆		全て◆	・危険物の取扱いに変更がないこと。◆
タンクの保温（冷）剤	取替	補修	
内面コーティング（屋外貯蔵タンク（20号タンクを含む）及び地下貯蔵タンクを除く。）◆	増設・移設・改造・撤去	取替・補修	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと。
3 危険物設備等			
（1）配管等			
地上配管（移送取扱所を除く。）	取替・撤去	補修	・「取替」は管径、板厚、経路、著しい強度等（材質の耐薬品性、耐火性など）に変更がないこと。◆ ・危険物の取扱いに変更がないこと。
地下配管（移送取扱所を除く。）◆		補修・撤去	上記と同じ。
2m程度の短配管（配管の一部と考えられる程度の流量計、ス	増設・移設・改造・取替◆	補修・撤去	・配管の基準に適合すること。◆

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

トレーナー等の付属機器を設置する場合を含む) ◆			・危険物の取扱いに変更がないこと。◆ ・電気設備の基準に留意すること。◆
配管接続のためのノズル出し（埋設配管及び移送取扱所を除く。）◆	届出要◆		・配管接続のための先行工事及び配管に変更がない場合に限る。◆
配管のサイトグラス（移送取扱所を除く。）◆	移設・取替・撤去	補修	・強度、耐圧等に変更がないこと。◆
可撓管継手（認定品）◆		取替・補修◆	
可撓管継手（認定品以外）◆	取替◆	補修◆	
配管の加熱装置（蒸気、温水、電気をういたものを除く。）◆	取替	補修	・熱媒体となる物質に変更がないこと。
配管の加熱装置（蒸気、温水、電気をういたものに限る。）◆		取替・補修	・熱媒体となる物質に変更がないこと。
配管の保温材（移送取扱所を除く。）◆	取替◆	補修・撤去◆	・加熱装置に変更がないこと。◆
配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ます		取替・補修	
(2) 機器等			
反応器、塔、槽等（20号タンクを除く。）◆	補修・撤去◆		
反応器、塔、槽等（20号タンクを除く。）のノズル出し◆	届出要◆		
ポンプ設備（移送取扱所を除く。）	取替・撤去	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・電気設備の基準に留意すること。◆ ・ポンプ方式の変更は「改造」に該当する。◆
熱交換器	取替・撤去◆	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。◆ ・「取替」には、チューブ等の交換を含む◆ ・著しく材質、板厚等の変更がない同規模での更新は、「取替」に該当する。◆
熱交換器に付属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等		取替・補修	
配管中に設ける弁（制御装置等に含まれる場合及び移送取扱所を除く。）◆	増設・移設・改造・取替・撤去◆	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・電気設備の基準に留意すること。◆

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

			・異なる型への弁の取替は「改造」とする。◆
炉材		取替・補修	
攪拌装置（電動機を除く。）	取替・撤去◆	補修	
反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）	取替・撤去◆	補修	
加熱、乾燥設備に付属する送風、集塵装置（電動機を除く。）	取替・撤去◆	補修	・可燃性蒸気又は微粉の送風、集塵方法に変更がないこと。
波返し、とい、受け皿等の飛散防止装置	増設・移設・改造・撤去◆	取替・補修	・危険物の漏れ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと。
ローディングアーム、アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）	取替・撤去	補修	
ローラーコンベアー等危険物輸送設備（電動機を除く。）	撤去	取替・補修	
可燃性ガス回収装置（通気管及び移動タンク貯蔵所に設けるものを除く。）◆	取替・撤去	補修	・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと。
保温（冷）材（配管、タンク本体に設けるものを除く。）	取替・撤去◆	補修	・保温（冷）材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増加させないこと。
排出設備（ダクト等を含む。）	取替	補修	・電気設備の基準に留意すること。 ・壁等の改造を伴わないこと。
換気設備（ダクト等を含む。）	取替◆	補修	・電気設備の基準に留意すること。 ・壁等の改造を伴わないこと。
電気防食設備	取替◆	補修	
地下ピット（地下配管接合部からの危険物の漏えいを点検するため設けられたもの）の耐火板、カバー◆	増設・移設・改造◆	取替・補修◆	
（3）制御装置、安全装置等			
圧力計、温度計、液面計等の現場指示型計装設備（高精度液面計を除く。）◆	増設・移設・改造・取替・撤去◆	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・配管の変更又はタンクにノズルを設ける等の変更がないこと。
安全弁、破裂板等の安全装置	取替	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。◆

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

温度、圧力、流量等の調節等を行なう制御装置（駆動源、予備動力源等を含む。）◆	取替	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。
緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。）	取替	補修	・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと。
高精度液面計（腐食のおそれが高いに該当するもの）◆		補修◆	・上部スラブの変更が伴わないこと。◆ ・マンホールのノズルに増設等がないこと。◆
高精度液面計（腐食のおそれが高いに該当しないもの）◆	増設・改造・取替・撤去◆	補修◆	・上記と同じ
統計的手法（微少な漏れを検知する設備）◆	増設・改造・取替・撤去◆	補修◆	・【平成22年消防危第158号】によるもの◆
4 防油堤、舗装面、排水溝等			
（1）防油堤			
防油堤（仕切堤を含む。）	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復するもの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る。◆
防油堤水抜弁	増設・移設・改造・撤去	取替・補修	・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること。 ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと。
防油堤水抜弁の開閉表示装置（容量1,000KL以上のタンク）	増設・移設・改造・撤去	取替・補修	・複数の開閉表示装置のうち、撤去しても基準を満足すること。
防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの）	取替	補修	・防油堤の基礎等の変更等を伴わないこと。 ・危規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと。
防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの）	増設・移設・改造・撤去	取替・補修	・上記に同じ。
防油堤の配管貫通部◆	補修・撤去◆		・防油堤の配筋に変更がないこと。◆ ・防油堤強度に支障がないこと。◆
（2）舗装面			
危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面、舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）		補修	・ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復する

			もの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る。◆
(3) 貯留設備			
排水溝、ためます、油分離槽、囲い等	取替	補修	
5 電気設備			
電気設備（危険箇所には設けるもの）◆	移設・取替◆	補修・撤去◆	・電気設備の基準に適合すること。◆ ・壁等の改造を伴わないこと。◆
電気設備（危険箇所以外に設けるもの）	増設・移設・改造	取替・補修・撤去◆	・壁等の改造を伴わないこと。◆
静電気除去装置		取替・補修	
避雷設備		補修	
変圧器◆	増設・移設・改造・撤去◆	取替・補修◆	・消火設備に変更がないこと。◆ ・内蔵する危険物の数量等に変更がないこと。◆
太陽光発電設備◆	増設・移設・改造・撤去◆	取替・補修◆	・可燃性蒸気の滞留する範囲外に設けるものに限る。◆
6 消火設備及び警報設備			
(1) 消火設備			
ポンプ、混合器、消火薬剤タンク◆	取替	補修	
消火薬剤	取替◆		・薬剤の種類の変更は「改造」となる。◆ ・消火設備への適合性に変更がないこと。◆
第1～3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）	取替	補修	・放出口等における必要放水圧力を満たすこと。
泡消火設備の泡ヘッド◆		取替・補修◆	
第1～3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替・補修	
第4・5種消火設備	増設・移設・改造	取替・補修	
(2) 警報設備			
警報設備（自動火災報知設備の受信機、中継器、感知器を除く。）◆	増設・移設・改造	取替・補修	・警戒区域に変更がないこと。
自動火災報知設備の受信機、中継器◆	取替◆	補修	

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

自動火災報知設備の感知器	取替・撤去	補修	・「撤去」は未警戒区域が発生しないこと。◆
7 その他			
標識、掲示板	増設・移設・改造	取替・補修	
作業用広報設備（スピーカー）		全て	・電気設備の基準に留意すること。
製造所内又は廃止タンク等からの指定数量未満の危険物の抜き取り◆	届出要◆		・作業上の安全対策がとられていること。◆
点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連の工事◆		届出不要◆	・作業上の安全対策がとられていること。◆
塗装工事◆		届出不要◆	・作業上の安全対策がとられていること。◆

（3）具体的例示（施設別事項）

構造、設備等	軽微な変更工事		備考 (確認事項)
	確認を要する変更工事	確認を要しない軽微な変更工事	
1 製造所、一般取扱所			
ボイラー、炉等のバーナーノズル		取替・補修	
塗装機噴霧ノズル、ホース等		取替・補修	
運搬容器の充填設備（固定注油設備）	取替・撤去◆	補修	・認定品に限る。◆
分析計（キュービクル内取付けを含む。）例：サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ		取替・補修・撤去	
空気圧縮機◆	増設・移設・改造◆	取替・補修・撤去◆	・高圧ガス設備に該当しないこと。◆ ・電気設備の基準に留意すること。◆ ・消火設備・警報設備等に変更がないこと。◆
放電加工機◆	取替・撤去◆	補修◆	・認定品に限る。◆
2 屋内貯蔵所			
ラック式以外の棚（ロッカー又は小規模な棚を含む）◆	取替◆	補修・撤去	・地盤面に強固に固定されていること。◆
ラック式棚	取替	補修	・耐震計算等に変更がないこと。◆
冷房装置等	取替	補修	・電気設備の基準に留意すること。◆

3 屋外タンク貯蔵所			
屋外貯蔵タンク本体の溶接工事（特定貯蔵タンク、準特定貯蔵タンクを除く。）	※1	※1	※1
浮き屋根のローリングラダー◆	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
浮き屋根、浮き蓋のポンツーン◆	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
浮き屋根のウェザーシールド		取替・補修	
浮き屋根（浮き蓋）のシール材	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
浮き屋根のルーフドレン◆	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
保温（冷）材（タンク本体に設けるものに限る。）	取替◆	補修	
コーティング（屋外貯蔵タンクに限る。）◆	増設・移設・改造・取替・撤去	補修	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないもの
雨水浸入防止措置		全て	・工事中の未実施部分は仮養生すること。◆
※1 屋外貯蔵タンク本体の溶接工事（特定屋外貯蔵タンクを除く。） 次に該当する変更工事は「確認を要する変更工事」として取り扱う。【平成9年消防危第36号】（以下「通知」という。） 1 用語 （1）重ね補修 母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修（タンク附属物取付け用当て板を除く。） （2）肉盛り補修 母材及び部材の表面に金属を溶着する補修 （3）溶接部補修 溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。） （4）補修基準 【平成6年消防危第73号】別添1の補修基準 2 附属設備に係る溶接工事（タンク附属物取付け用当て板を含む。） （1）階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事 （2）ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修工事 （3）屋根板及び側板の接液部（危険物の規制に関する規則第20条の7に定める接液部をいう。以下同じ。）以外の部分（以下「気相部分」という。）におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事 3 屋根に係る溶接工事 （1）屋根板（圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。（2）において同じ。）の重ね補修工事のうち1箇所当たり0.09㎡以下であって、合計3箇所以下のもの （2）屋根板の肉盛り補修工事 4 側板に係る溶接工事 （1）側板の気相部分における重ね補修工事のうち1箇所当たり0.09㎡以下のもの （2）側板の気相部分における肉盛り補修工事 （3）側板の接液部における肉盛り補修工事のうち、溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものであって、1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下、かつ、板（母材）1枚当たり3箇所以下のもの 5 底部に係る溶接工事			

(1) 側板の内面から 600 mm の範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事で、補修基準の分類で○に該当する工事（特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク（以下、「特定以外の屋外貯蔵タンク」という。）にあっては、これに相当する工事をいう。）において、1 箇所当たり 0.09 m²以下であって、合計 3 箇所以下のもの (2) 側板の内面から 600 mm の範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事で、溶接部から当該板の板厚の 5 倍以上の間隔を有して行われるものであって、1 箇所あたりの補修量が 0.003 m²以下であり、かつ、全体の補修量が次に示すもの ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 0.03 m²以下 イ 1 万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06 m²以下 ウ 1 万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09 m²以下 (3) 側板の内面から 600 mm の範囲以外の底部に係る溶接部補修工事で、1 箇所当たりの補修長さが 0.3m 以下であり、かつ、全体の補修長さが次に示すもの ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 1.0m 以下 イ 1 万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 3.0m 以下 ウ 1 万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0m 以下 6 製造所等のタンクに係る溶接工事 前 1 から 4 については、屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても同様とすること。			
4 屋内タンク貯蔵所			
流出危険物自動検知警報装置		取替・補修	
出入口の敷居		取替・補修	
5 地下タンク貯蔵所			
地下タンクのマンホールプロテクター	増設・移設・改造・取替・撤去	補修	・上部スラブの変更を伴わないこと。
漏えい検査管（20 号タンク等を含む。）◆	取替◆	補修◆	・上部スラブの変更を伴わないこと。◆
6 簡易タンク貯蔵所			
固定金具		取替・補修	
7 移動タンク貯蔵所			
底弁	補修◆		
底弁の手動又は自動閉鎖装置		補修	
マンホール、注入口のふた		取替・補修	
マンホール部の防熱・防塵カバー		取替・補修	
品名数量表示板	移設	増設・改造・取替 補修	・自主的に設置するものに限る。
タンク固定用 U ボルト◆		取替・補修	
可燃性蒸気回収設備（ホースを含む。）		取替・補修	
注入ホース（ノズル及び結合金具を含む。）	取替◆	補修	・ノズルの取替は機能等に変更がないこと。◆ ・緊結金具付きのノズルへの取替えは「改造」とする。◆

箱枠	取替・補修		・箱枠の溶接線補修であること。 ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
国際輸送用積載式の移動貯蔵タンクの追加◆	増設		・ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンクであること。 ・タンク重量の増減による、すみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
コンタミ防止装置◆	増設・移設・改造・撤去◆	取替・補修◆	
接地導線（アースリール）◆	増設・移設・改・撤去◆	取替・補修◆	
常置場所◆	移設◆		・防火上の安全に変更がないこと。◆ ・常置場所の基準に変更がないこと（屋外から屋内、又は同一建築物以外の屋内への変更でないこと。）◆ ・「移設」とは管理権限が及ぶ範囲での一団の土地内における移動をいい、地番等は影響しない。◆
常置場所の建築物◆	撤去◆	補修◆	
8 屋外貯蔵所			
周囲の柵等		取替・補修	
ラック式の棚	取替	補修	・耐震計算等に変更がないこと。
固体分離槽	取替	補修	
シート固定装置		取替・補修	
散水設備等◆	取替◆	補修◆	
9 給油取扱所			
（1）敷地			
土壌汚染状況確認のためのボーリング（付属機器を含む。）◆	届出要◆		・給油空地等以外であること。◆ ・安全対策がとられていること。◆
（2）工作物			
防火塀	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

			復するもの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る。◆
犬走り、アイランド等	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復するもの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る。◆
サインポール、看板等（電気設備）	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設置しないこと。
セルフ給油取扱所である旨の表示◆		取替・補修◆	
日よけ等（キャノピーを除く。）	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・上屋の面積に変更がないこと。 ・移動式のテント等は該当しないこと。◆
固定給油設備の上屋シート◆	取替◆	補修・撤去◆	・上屋の面積に変更がないこと。◆
車両衝突防止措置◆	移設・改造・取替 撤去◆	補修◆	・危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面、アイランド等に変更がないこと。◆
（３）給油機器等			
固定給油（注油）設備	※ 2	※ 2	※ 2
給油量表示装置	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設置しないこと。
カードリーダー等省力機器（固定されたもの）	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設置しないこと。
カードリーダー等省力機器（ハンディーPOS等可搬式のもの）◆	増設・移設・改造◆	取替・補修・撤去◆	・【平成 30 年消防危第 154 号】を満たすこと。◆
通気管の可燃性蒸気回収装置		取替・補修・撤去	・通気管の改造等がないこと。◆
タンクローリー用アースターミナル	増設・移設・改造・撤去	取替・補修	
（４）その他の設備機器等			
付随設備（洗車機、蒸気洗浄機、混合燃料調合機、オートリフト、ウォールタンク、尿素水溶液供給機、急速充電設備）◆	取替・撤去	補修	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設置しないこと。 ・危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面、アイランド等に変更がないこと。◆

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

自動車の点検・整備機器等 (スプレー洗浄機、マット洗い機、バキュームクリーナー、タイヤチェンジャー、ホイールバルancer、エアコンプレッサー、エアースタンド、オイルチェンジャー、バッテリーチャージャー等) ◆	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設置しないこと。 ・危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面、アイランド等に変更がないこと。◆
緊急時対応資機材(可搬式の計量器、手動ポンプ、発電機等) ◆	増設・移設・改造◆	取替・補修・撤去◆	・【平成29年上予第624号】によること。◆
セールスルーム(ショップを含む。)内の電気設備、給排水設備	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	
セルフ給油所の制御卓、監視機器、放送設備◆	改造◆	取替・補修	・「改造」は可搬式制御機器を導入するための先行工事に限る。◆
セルフ給油所の可搬式制御機器◆	取替・補修◆	撤去◆	・【令和2年消防危第87号】を満たすこと。◆
※2 給油取扱所の固定給油(注油)設備の変更工事 次に該当する変更工事は変更許可を要する。 (1) 認定品(基準適合品)以外のものに取り替える場合 (2) 固定給油設備を取り替える際に、給油ホース長さを延長する場合 (3) 地上式固定給油設備を懸垂式固定給油設備に、又は懸垂式固定給油設備を地上式固定給油設備に取り替える場合 (4) ポンプ設備を油中ポンプに取り替える場合 (5) 吐出量の基準が異なる固定給油設備等に取り替える場合(例: ガソリン用から軽油用に変更) (6) シングルホースからダブルホースの固定給油設備に変更する場合 (7) 可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等を可燃性蒸気流入防止構造の有する固定給油設備等に変更する場合(ペーパーバリアなど)			
10 販売取扱所			
延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁	取替	補修	
棚		取替・補修・撤去	
11 移送取扱所			
配管(移送取扱所に限る。)	取替・補修		・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く。 ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。 ・危険物の取扱いに変更がないこと。
配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等(移送取扱所に限る。)	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	上記と同じ。
土盛り等漏えい拡散防止設備		取替・補修	

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

衝突防護設備		取替・補修	
ポンプ設備	取替・補修		・移送基地の構内に設置されるものに限る。 ・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
切替弁、制御弁等		取替・補修	
緊急遮断弁	取替	補修	
ピグ取扱装置	増設・取替	補修	※3
感震装置	取替	補修	
船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端カプラー	改造・撤去	取替・補修	・ボルトにより取付可能なもの
巡回監視車		取替・補修	
漏えい検知口		取替・補修	
漏えい検知装置	取替	補修	
※3 移送取扱所のピグ取扱装置の変更工事 ピグ取扱装置の増設については、次の全てを満足する場合に限り「確認を要する変更工事」として取り扱う。 (1) 使用目的が洗浄、清掃、残油押し等によるもので、とも油、洗浄油等の危険物の取扱量は指定数量未満とする。 (2) ランチャー等の装置の取付けは、配管の切断、溶接等の工事を要せず、フランジ等による接合とする。 (3) ピグを押すものは、不燃性の気体（空気、窒素等）、又は不燃性の液体（水等）とする。 (4) 使用後には速やかに撤去する。			

第3節 検査等

1 完成検査

設置又は変更の許可を受け、当該工事が完了した場合、危険物施設を使用する前に完成検査を受け、完成検査済証の交付を受けなければ、当該製造所等を使用することはできないものであること。

完成検査時にあっては、許可内容どおり完成しているかどうかを確認する。完成検査に係る留意事項は、次によること。

なお、完成検査時に検査を行うことができない項目等については、中間検査として写真又は現場確認を実施する。

(1) 完成検査の実施方法

ア 基本的事項【平成9年消防危第35号】

(ア) 完成検査の際には、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用することができるものであること。

(イ) 工事中に確認した事項については、改めて確認を要さないものであること。

(ウ) 完成検査申請書に自主検査結果報告書等の添付は要さないものであり、検査時に検査員が現地で確認すれば足りるものであること。

イ 自主検査結果の活用の内容

自主検査結果の活用方法については、次に示すとおりとすること。

(ア) 次の位置、構造及び設備（消火設備を除く。）に係る検査事項は、設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検査結果証明書（ミルシート）、検査記録写真等を活用することができること。

a 共通項目

(a) 危険物配管の水圧（気密）試験結果報告書

第2節13（1）に定める配管の水圧試験等（当該配管の最大常用圧力の1.5倍以上及び部分的に実施する場合は、配管同士を接続した状態で最大常用圧力以上の気密検査）を実施したことを証明する実施記録。

なお、危政令第9条第1項第21号イに規定する「不燃性の気体を用いて行う試験」には、空気と可燃性蒸気が配管中で混合した場合は、その混合気は可燃性の気体となることから、空気を用いる試験は該当しないこと。ただし、配管が新設の場合等で、可燃性蒸気が配管中で発生するおそれのない場合には、空気を用いて試験をすることができること。

(b) 地下埋設配管で電気防食を行うものにあつては、防食電位測定結果報告書

(c) 電気設備の接地抵抗値測定結果報告書

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）の定めに基づく「電気設備の技術基準の解釈について」（平成25年3月14日付け商局第4号）第17条の接地工事の種類に応じた接地抵抗値を示す記録。

b 特定屋外タンク貯蔵所

(a) タンク本体の溶接線の非破壊検査結果報告書

(b) 屋根、ノズル、マンホール等の漏れ試験結果報告書

- (c) タンク基礎の水平度測定結果報告書
- (d) 水張検査前・後の側板最下端の水平度及び底部の凸凹状況の測定結果報告書
- (e) タンク垂直度の測定結果報告書
- (f) タンク真円度の測定結果報告書
- (g) 水張検査前・後の側板と底板の角度測定結果報告書
- (h) 側板と底板の隅肉脚長測定結果報告書

c 移動タンク貯蔵所

- (a) 安全装置検査済証正本の写し
- (b) 車検証の写し
- (c) 底弁の検査証明書（水張による作動試験ができない場合に限る。）

(イ) 消火設備に係る事項（第4種、第5種を除く）

製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。

なお、工事規模等ごとの完成検査事項等については、次のとおりとすること。

a 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

技術上の基準の適合状況の確認のための性能試験等は、工事規模等により次のとおりとすること。

(a) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は混合器の改造等大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

(b) 中規模な変更工事

放出用ポンプの改造、泡放出口（フォームヘッド含む。）の増設又は改造等中規模な変更工事においては、原則として（c）に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができること。

(c) 小規模な変更工事

薬剤タンクの増設又は改造、放出口、付属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができること。

b 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放出試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載するものとする。

ウ 消火設備の試験基準

(ア) 屋内消火栓設備

a 試験方法

放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が5を超えるときは5個）を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の屋内消火栓1個を使用した場合のそれぞれのノズル先端における放水圧力及び放水量を測定する。

b 合否の判定基準

ノズル先端における放水圧力が 0.3MPa 以上 0.7MPa 以下で、かつ、放水量が 260L/min 以上であること。

なお、放水量は次式により算出することができる。

$$Q=0.653D^2\sqrt{10P}$$

Q：放水量（L／分）

D：ノズル口径（mm）

P：放水圧力（MPa）

（イ）屋外消火栓設備

a 試験方法

放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、全ての屋外消火栓（設置個数が4を超えるときは4個）を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の屋外消火栓1個を使用した場合のそれぞれのノズル先端における放水圧力及び放水量を測定する。

b 合否の判定基準

ノズル先端における放水圧力が 0.35MPa 以上 0.6MPa 以下で、かつ、放水量が 450L/min 以上であること。

なお、放水量の算定については、屋内消火栓設備の試験基準によること。

（ウ）泡消火設備

a 固定式泡消火設備

（a）固定式泡放出口（屋外貯蔵タンクに設ける泡チャンバー）

i 試験口等を設ける場合

泡チャンバーにおける水放射試験及び試験口等における泡放射試験の実施

ii 試験口等を設けない場合

泡チャンバーにおける泡放射試験の実施

iii 合否の判定基準

（i）発泡倍率

6倍（水成膜泡消火設備は5倍）以上であること。

（ii）放射圧力

設置した泡チャンバーの使用範囲内であること。

（iii）放射量

設計値以上であること。

なお、放射量は放射圧力により性能曲線から求めることとして差し支えない。

(iv) 還元時間

発泡前の泡水溶液の容量の25%の泡水溶液が泡から還元するために要する時間は1分以上であること。

(v) 混合率

3%型 … 3%以上4%以下であること。

6%型 … 6%以上8%以下であること。

(b) 補助泡消火栓（屋外貯蔵タンクの固定式泡放出口に附属して設けるもの）

i 泡放射試験

放射圧力が最も低くなると予想される箇所で、3個（ホース接続口が3個未満のときは、その個数）のノズルを同時に使用した場合のノズル先端における放射圧力及び放射量を測定する。

ii 合否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射圧力が0.35MPa以上で、かつ、放射量が400L/min以上であること。

(c) 泡フォームヘッド

放射圧力が最も低くなると予想される箇所で、試験口等を設け、泡放射試験（泡放射試験が困難な場合は水放射試験）を実施するほか、(a)を準用すること。

(d) 泡モニターノズル

(a)の例によるほか、次によること。

i 全てのノズルを同時に使用した場合の放射量及び水平放射距離を測定する。

ii 合否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射量が1,900L毎分以上で、かつ、水平放射距離が30m以上であること。

b 移動式泡消火設備

a (a) iiiの例によるほか、放射圧力及び放射量の測定については次による。

(a) 屋内消火栓方式

i 泡放射試験方法

放射圧力が最も低くなると予想される箇所で、当該階の全ての泡消火栓（設置個数が4を超えるときは4個）を同時に使用した場合のノズル先端における放射圧力及び放射量を測定する。

ii 合否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射圧力が0.35MPa以上で、かつ、放射量が200リットル毎分以上であること。

(b) 屋外消火栓方式

i 泡放射試験方法

放射圧力が最も低くなると予想される箇所で、全ての泡消火栓（設置個数が4を超えるときは4個）を同時に使用した場合のノズル先端における放射圧力及び放射量を測定する。

ii 可否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射圧力が 0.35 MPa以上で、かつ、放射量が 400L/min 以上であること。

(c) パッケージ型固定泡消火設備（セルフ給油取扱所に設けるもの）

危険物保安技術協会の型式試験確認済のもの以外のものは、泡消火設備告示第18条第4項に規定する消火性能試験の結果を完成検査時に提出すること。

また、危険物保安技術協会の型式試験確認済であるか否かに係わらず、次の試験を実施する。

i 起動装置の試験

制御卓から実際に起動を行い、起動の確認及び起動中である旨の表示等の作動状況を確認する。

また、放出口が2系統以上のものは、切り替えの操作から30秒以内に放出できることを放射試験に併せて確認する。

ii 放射試験

試験用泡薬剤等を媒体とし、放出試験を実施する。

なお、放出された薬剤が車両停止位置において漏えいした危険物を有効に包含できることを放射試験により確認する。（車両停止位置（2m×5m）の範囲全域を包含する必要はない。）

エ 警報設備及び避難設備に係る事項

検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。

なお、自動火災報知設備については、原則、現場での鳴動試験を実施すること。

この際、大規模な施設等においては、消防用設備等試験結果報告書等を活用し、警戒区域ごとの感知器の抜き取り検査で行うことができる。

オ 変更事項の許可申請図書への適合状況及びその他、火災の予防上必要があると認める部分の状況確認。

(2) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の完成検査

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の CSC 承認板（安全なコンテナに関する国際条約の適用を受けないタンクコンテナは除く。）及び IMO 表示板を確認のうえ、タンクコンテナの外観検査及び当該タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査（箱枠の寸法、材質、緊結装置及びタンクの容量等仕様が同一である多数のタンクコンテナを検査する場合は、代表する一基のタンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査）に留めること。

また、当該タンクコンテナの輸入時における完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。【平成13年消防危第50号】

(3) 製造所等のタンク等における完成検査

ア 製造所又は一般取扱所に設置されるタンクのうち、容量が指定数量未満であって指定数量の5分の1以上の液体危険物タンクについては、完成検査前検査の対象となら

ないが、完成検査の際、設置者等が実施した水張試験又は水圧試験のデータを提出させること。【平成7年消防危第5号】

イ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第5号に規定する第一種圧力容器であり、かつ、危険物を取り扱う機械器具その他の設備であるもの（容量が指定数量未満の20号タンクを含む。）の、危政令第9条第1項第13号への適合状況の確認にあつては、当該設備に刻印が押されているかを確認すること。【平成19年消防危第68号】

（4）圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の完成検査

高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高圧ガス保安法第20条）が行われることを踏まえ、高圧ガス保安法の規定に係る法第11条第5項による完成検査においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。【平成10年消防危第22号】

2 中間検査

中間検査とは、完成検査時に検査する事ができない項目又は工事の工程から完成検査前に検査する必要があると認められる項目について検査するものであり、消防機関が直接検査するか事業所等の工事施工記録又は自主検査報告書（以下「自主検査報告書等」という。）を消防機関が書類審査又は抜取検査を行うことにより確認することをいう。

なお、自主検査報告書等には、検査の年月日、場所、実施者名（検査資格が必要な場合は資格証明書の写し又は番号）、方法、器具、結果、合否及び検査における責任者名が必要である。中間検査の項目及び確認方法は、おおむね次のとおりとする。

（1）配管検査（埋設配管に限る。）

ア 経路（現場又は写真により確認）

イ 漏えいの有無及び耐圧の確認（現場確認、溶接部がない場合は次に示す方法で行った水圧（気密）試験結果報告書でも可）

（ア）試験媒体は、陸上部分では水又は窒素等の不燃性気体（新設配管の場合は、空気でも可）で行うこと。

（イ）試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の1.5倍以上とする。

（ウ）試験方法は、試験配管の末端を塞ぎ、当該配管全体に規定の圧力を10分以上かけ、放置後圧力に変化の無いことを確認し、点検ハンマー等により溶接箇所等の漏れを確認する。窒素等を用いる場合は、溶接箇所等の継手部に発泡剤（石けん水等）を塗布し漏れを確認する。ただし、この場合、必要最小限の圧力により試験を実施すること。

ウ 試験圧力の確認（現場又は写真により確認）

エ 配管防食措置（現場確認、溶接部以外は写真確認も可）

（2）屋外タンク貯蔵所

次に掲げるものにあつては、現場又は写真により確認する。

ア 鉄筋コンクリート製の防油堤及び基礎の配筋検査

（ア）配筋の太さ

（イ）配筋の間隔

(ウ) 配筋の結着状況

(エ) コンクリートの厚さ

イ タンク基礎の水平度（防油堤基礎一体のものは除く。）

(3) 地下タンク貯蔵所

ア タンク室検査（基礎、壁面及び上部スラブ）

(ア) 配筋の太さ（現場確認）

(イ) 配筋の間隔（現場確認）

(ウ) 配筋の結着状況（現場確認）

(エ) コンクリートの厚さ（現場又は写真により確認）

(オ) タンク室の大きさ（現場又は写真により確認）

(カ) タンク枕の状況（現場又は写真により確認）

(キ) タンク室防水措置（現場確認）

イ タンク室省略構造（危政令第13条第2項第2号ただし書きによる場合をいう。）

(ア) 底及び支柱に関する配筋の配置等

(イ) 砕石基礎の状況（FFタンク及び砕石基礎を用いるその他の形態の地下貯蔵タンクに限る。）

「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」【平成8年消防危第127号】に示す方法により施工されているかを確認。

(ウ) 蓋スラブに関する配筋の配置等

ウ タンク本体等にあつては、次の区分ごとに現場にて確認する。

(ア) 鋼製タンク（危政令第13条第1項第6号に定めるものをいう。以下同じ。）

a タンク検査済証の副（プレート）と正（検査済証）との整合

b タンク防食措置の状況（場合により、膜厚検査を実施。）

危告示第4条の48第2項に掲げる方法で防水措置を施す場合は、次によること。

なお、これ以外の方法により防水措置を施す場合は、「地下貯蔵タンクの外面保護に用いる塗覆装の性能確認の方法について」【平成17年消防危第209号】により試験した結果を用い、事前にその可否について協議すること。

(a) 塗膜の厚さ（300mm間隔で計測したデータ表及び現場抜取検査）

(b) 傷の有無

(イ) SSタンク

a タンク検査済証の副（プレート）と正（検査済証）との整合

b 内殻タンクと外殻タンクとの間隙部（以下「検知層」という。）の気密性

当該間隙に 70 k Pa以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき、漏れその他の異常がないことを示す書類 【平成3年消防危第37号】

c 検知層の検知液充填状況

(ウ) S Fタンク

- a タンクの型式試験確認済証（危険物保安技術協会の二重殻タンク又は二重殻タンクの被覆等に係る型式試験確認済証をいう。以下同じ。）が貼付されているタンクにあつては、次による。【平成5年消防危第66号】

- (a) 20 k Pa 程度での検知層の減圧状況
- (b) タンク検査済証の副と正との整合（現地確認）
- (c) 強化プラスチック被覆への損傷の有無

タンク設置時及び埋設時に現場確認

- (d) タンク固定後の検知層の気密性

当該タンクを基礎台に据付け、固定バンド等で固定した後に、当該検知層を 20 k Pa程度で加圧又は減圧し、当該状態を 10 分間以上維持し圧力降下が無いこと。

なお、検知層は加圧した状態で圧力降下がないこととされているが、減圧して運搬した状態から据付けを行った結果、減圧状態が保持されている場合はこれに代えてよい。【平成6年消防危第66号】

- (e) タンク埋設後の検知層の気密性

埋設後、当該検知層を 20 k Pa程度で加圧又は減圧し、当該状態を 10 分間以上維持し圧力降下がないこと。ただし、当該タンクの検知層がタンクの搬送時から減圧を保持した状態の場合は、前（d）に係らず加圧は不要であるが、埋設後 10 分以上経過した後もなお圧力変動がないこと。

- b タンクの型式試験確認済証が貼付されていないタンクの確認事項にあつては、前 a に準じるほか、次の事項について現地確認する。

- (a) 外観（目視による。）
- (b) 強化プラスチックの厚さ（膜厚計を用いることによる。）
- (c) 検知層（検知層チェッカー等を用いることによる。）
- (d) ピンホール（ピンホールテスター等を用いることによる。）

(エ) F Fタンク

- a タンクの型式試験確認済証が貼付されているタンクの確認事項にあつては、次による。【平成7年消防危第28号・平成8年消防危第129号】

- (a) タンク検査済証の副（プレート）と正（検査済証）との整合（現地確認）
- (b) 検知層の確認

- i 液体フロートセンサー方式の検知層タンクの搬送時から検知層部を 20 k Pa 程度減圧した状態で保持し、タンク固定及び埋設後に圧力変動がないこと。

- ii 検知液方式の検知層

タンク固定及び埋設後に、当該検知層部から検知液の漏えいがないこと。

(c) 強化プラスチック被覆への損傷の有無

i タンク設置時及び埋設時に確認

ii タンクの型式試験確認済証が貼付されていないタンクの確認事項にあっては、前 a ((b) は除く。) に準じるほか、次の事項について現地確認する。

(i) 検知層の気密性（検知層チェッカー等を用いることによる。）

「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」【平成 16 年消防危第 33 号】別添 1 強化プラスチック製の外殻（検知層）の点検方法による当該部分の気密性の確認

(ii) 歪み、膨れ、亀裂、気泡の巻き込み及び異物の混入等の有無

(iii) 強化プラスチックの厚さ（膜厚計を用いることによる。）

エ タンク据付け状況

タンクの据付けにあっては、次の事項について現場確認する。

(ア) タンクの水平度、配置及び固定方法等

(イ) 乾燥砂等の転圧状況等

(ウ) タンクと壁スラブ及び蓋スラブとの間隔（タンク室による場合に限る。）

(4) 給油取扱所

(1) 及び (3) による。

(5) 移送取扱所

ア 放射線透過試験等の非破壊試験は危規則第 28 条の 27 により実施すること。
なお、放射線透過試験結果は、フィルムにより確認する。

イ 漏えいの有無（次に示す方法で行った水圧試験結果報告書又は現場抜取検査）

(ア) 試験媒体は、水で行うこと。

(イ) 試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の 1.5 倍以上とする。

(ウ) 試験方法は、試験配管の末端をふさぎ、当該配管全体に規定の圧力をかけ、24 時間以上放置後圧力に変化のないことを確認し、点検ハンマー等により溶接箇所等の漏れを確認する。

ウ 試験圧力の確認（現場又は写真により確認）

エ 配管防食措置（現場又は写真により確認）

(6) 前記 (2) から (5) 以外の製造所等

状況に応じ、現場検査、抜取検査、試験結果報告書等により確認すること。
なお、タンクにあっては、(2) 及び (3) の例によること。

3 完成検査前検査（水張検査・水圧検査）

(1) 製造所等の用途廃止等に伴い転用するタンク

ア 給油取扱所の現行法の基準に適合する専用タンクを地下タンク貯蔵所へ用途変更する場合の完成検査前検査は、タンクを埋設した状態において、水張試験（水以外の適当な液体を張って行う試験を含む。以下同じ。）、不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことによって危政令第13条第1項第6号に定める水圧試験に代え得るものと判断できる場合は、同規定について同令第23条を適用し、当該試験を水圧試験に代替する試験と認めて差し支えないこと。【昭和59年消防危第27号】

イ 製造所と一般取扱所間で施設区分を変更する場合には、用途の廃止に係る届出及び設置に係る許可の手続きが必要となる。【昭和52年消防危第182号】

この場合、20号タンクの位置、構造及び設備に変更がなく、当該タンクの経歴や維持管理状況等の確認により、当該タンクが危政令第11条第1項第4号、第12条第1項第5号又は第13条第1項第6号の基準のうち水張又は水圧試験に係る基準に適合すると認められる場合には、当該タンクの従前のタンク検査済証を有効なものとして、改めて完成検査前検査を実施しなくて差し支えないものであること。【平成9年消防危第70号】

なお、この場合において、必要に応じてタンクの有効板厚を計測した上で判断すること。

ウ 製造所及び一般取扱所に設置されている20号タンクで、完成検査前検査済のものを別の製造所に直接移設する場合において、当該タンクが現在まで適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所においてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合は、既設のタンク検査済証を有効なものとして扱い、改めて完成検査前検査を実施する必要はないこと。【平成10年消防危第90号】

エ 廃止された危険物施設に埋設されている現行法の基準に適合する地下貯蔵タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する際の完成検査前検査は、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」【平成16年消防危第33号】に基づく定期点検実施方法のうち加圧試験（試験圧力は70kPaとした水加圧）を実施し、異常の有無を確認することで差し支えないこと。【平成10年消防危第90号】

なお、タンク検査済証に検査方法を記載すること。

（2）既設の地下貯蔵タンクに内面コーティングを施工する場合の取扱い【平成22年消防危第144号】

危規則第23条の2第1項第1号又は危規則第23条の3第1号の規定により、埋設されている地下貯蔵タンクにFRPによるコーティング（内面ライニング）施工に伴ってマンホールの取付けを行う場合、内面処理した後から内面ライニングを成型する前までの間に完成検査前検査が必要であること。

この場合において、水圧試験に代えて、危告示第71条第1項第1号に規定するガス加圧法として差し支えないものであること。

（3）20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて【平成10年消防危第29号】

ア 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にあるタンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合

当該変更が、当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手続きを通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験等（設置者等が自主的に実施した水張試験を含む。以下同じ。）に係る基準を除く。）の適合性を確認すること。

この場合において、当該タンクが完成検査前検査等により水張試験等に係る基準の適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて適当な水張試験

等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認すること。

なお、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、20号タンクの容量が指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験等に係る基準を除く。）の適合性を資料提出により確認すること。

また、当該タンクが完成検査前検査等により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認すること。

- イ 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にあるタンクが、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合

当該変更の工事が変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る手続きを通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験等に係る基準を除く。）への適合性を確認すること。

なお、当該タンクが完成検査前検査等により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、次の手続きにより当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認する必要があること。

- (ア) 容量が指定数量以上に変更される場合は完成検査前検査の手続きにより当該タンクの水張試験又は水圧試験の基準への適合性を確認すること。

- (イ) 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合は完成検査の際、水張試験等のデータをもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認すること。

- (4) 特殊の構造又は設備を用いることにより危険物の量を一定量以下に保つことができる20号タンクについて【平成10年消防危第29号】

大量生産のタンク等、完成検査前検査を受検するときに当該タンクの容量が危政令第5条第2項又は第3項のいずれが適用されるか未定である場合には、完成検査前検査申請書及びタンク検査済証中の容量の欄に危政令第5条第2項の規定の例により算定されたタンクの容量を記載すること。

なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきものであることが明らかになった場合、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものであること。

- (5) S S タンクの完成検査前検査（管轄区域外にて使用されるタンク（以下「他行政庁タンク」という。）を除く。）

- ア 完成検査前検査は、内殻タンクにスパーサー及びノズル、マンホールプロテクターを取付けた後に実施すること。【平成6年消防危第66号】

- イ タンク板の溶接線が目視できる状態であること。

- ウ 完成検査前検査の実施時に、スパーサーの位置及び取付状況について確認すること。

- (6) S F タンクの完成検査前検査（他行政庁タンクを除く。）

完成検査前検査は、タンク本体に検知管を取付けた後に実施すること。【平成6年消防危第66号】

- (7) F F タンクの完成検査前検査（他行政庁タンクを除く。）

完成検査前検査は、タンク本体に外殻等を取付けた後、次の方法により実施すること。【平成7年消防危第28号】

ア タンク開口部は、バルブ、止め板等で閉鎖するとともに、次の計測機器等を取付けること。

(ア) 最小目盛りが試験圧力の5%以下で読み取れ、記録できる精度を有する圧力計及び圧力自記記録計

(イ) タンク内の水圧を70kPa以上に加圧できる加圧装置

イ タンクの注水は、タンクに著しい影響を与えないような速度で行うこと。

ウ タンク内に水を満水になるまで充填した後、加圧装置により所定の圧力まで10分以上かけ徐々に加圧すること。

エ 10分以上静置後、10分間の圧力変化を確認する。

なお、変形の確認については、水圧試験実施時に変形がないことを確認すること。

ただし、水圧試験時にわずかな変形が発生した場合であっても、水圧試験実施後に水圧試験前の形状に戻る場合は変形がなかったものと取り扱うこと。

(8) 国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査

国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査の規定が適用されないタンクコンテナであることの確認は、IMDGコードに定める基準（水圧試験に関する部分に限る。）に適合している旨を示す危規則第6条の2の9各号に規定する事項がIMO表示板に記載されていることを完成検査の際に確認することにより行うこと。

なお、この際、危規則第6条の2の9各号に規定する事項がIMO表示板に記載されていない場合には、完成検査前検査が必要となるものであること。

(9) 他行政庁タンクに係る完成検査前検査

ア 容量が指定数量未満のタンクであっても、申請により検査を行うことが可能である。ただし、当該タンクの規模が、明らかに完成検査前検査が必要ない場合にあっては申請者にその旨を説明し、他の検査で代用することを勧めるものとする。

イ 海外で製作されたタンクであって、公正かつ中立な検査機関による危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書の提出により確認されるものにあつては、設置元行政庁と調整し、試験方法を検討するものとする。

(10) 海外で制作された液体危険物タンクの場合

管内において設置されるタンクのうち、海外で製作されたタンクであって、公正かつ中立な検査機関による危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書により確認されるものにあつては、外観検査のみとすることができるものであること。【平成13年消防危第35号】

(11) タンク本体に関する工事

屋外貯蔵タンク及び屋内貯蔵タンク（20号タンクを含む。）のタンク本体に関する工事の取扱いにあっては、危規則第22条の4の規定のほか、【平成9年消防危第29号】によること。

第4節 申請・届出等

第1 各種申請

1 仮貯蔵・仮取扱い承認申請

(1) 根拠

法第10条第1項ただし書き・組合危規則第2条

(2) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に必要な書類は、次の書類とする。（【平成4年消防危第52号】による場合を除く。）

ア 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（危規則様式第1の2）

イ 案内図

ウ 仮貯蔵又は仮取扱いの場所の構造図及び敷地の見取図

エ 消火設備の設置場所、標識及び掲示板の設置場所を示した図

オ その他必要な書類（危険物取扱者免状の写し等）

(3) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の記入方法

別記3を参考とすること。

(4) 事務処理実施上の留意事項

第2節第1によること。

2 設置（変更）許可申請

(1) 根拠

法第11条第1項・危政令第6、7条・組合危規則第4条

(2) 設置（変更）許可申請書の記入方法

別記3を参考とすること。

(3) 設置又は変更の許可申請に必要な書類は、次によること。

なお、移動タンク貯蔵所にあつては、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」【平成9年消防危第33号】（以下、「第33号通知」という。）によること。

ア 製造所等の設置又は変更の許可に係る添付図書【平成9年消防危第35号】

(ア) 基本的事項

申請書等の添付書類は、審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとする
こと。

a 大型製造プラント等で、多数の機器、配管等が設置される施設にあつては、申請
者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図（以下「フ
ロー図」という。）等を活用することができる。

- b 複数施設で共用するポンプ設備、配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設で申請するものとし、他の施設においてはそれぞれの施設の付属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものとする。
- c 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付させるものとし、その他の図書の添付は要しないものであること。
- d 危政令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。
- e 許可申請には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものであること。
- f 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、工事計画及び工事工程表の添付は要さないものであること。
- g 添付書類の内容

審査に必要な事項は、製造所等の形態、規模、申請内容等により異なるため、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これにかかわらず更に簡略化することができるものであること。

また、これらの書類は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することでも差し支えないものであること。

(イ) 共通添付書類

- a 設置・変更許可申請書（危規則様式第2、3、5、6、7の2又は7の3）
- b 委任状（第2節第2を参照）
- c 構造設備明細書（20号タンク、地下付属タンクを有するものは、タンク構造設備明細書も含む。）
なお、記入方法は別記4を参考とすること。
- d 案内図、配置図
- e 当該製造所等の周囲状況図（保安距離、保有空地等）
- f 危険物確認試験等証明書類
- g 位置、構造、設備の図面及び書類等（製造所等区分ごとに定める。）
- h 危険物配管関係
- i 付帯設備
- j 換気設備、可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備（仕様、配置等）
- k 電気設備関係（照明設備、電動機等）
- l 消火設備、警報設備、避難設備の概要図、配置図及び設計仕様書
- m その他必要な書類

(ウ) 添付書類の内容

添付書類の標準的な記載内容は、次に示すとおりとする。ただし、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これらにかかわらず簡略化することができるものであること。

a 危険物確認試験等証明書類【平成元年消防危第 11 号】

次のいずれかの書類を添付することとする。ただし、ガソリン、灯油、軽油、重油等法別表第 1 備考において定義されているもの、危険物判定資料【平成 11 年消防危第 25 号】に記載されているもの及び一般的に流通する危険物で化学物質排出把握管理促進法に基づく安全データシート（SDS）などにより性状等が明らかなものは、当該書類を添付しないことができる。

(a) 危険物保安技術協会が交付する危険物データベース登録確認書【平成元年消防危第 107 号「危険物データベースの運用について」別紙の危険物データベース登録確認書】

(b) 「確認試験の結果に基づく危険物の判定について」【平成 5 年消防危第 21 号】に基づく確認試験を実施した結果を記した確認試験結果報告書

b 建築物その他の工作物と周囲の保安物件の状況が示された図面及び保有空地の範囲が示され、審査上で必要な距離等が記載されていること。ただし、保安距離については、配置図にそれぞれの保安物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合、その旨を記載することにより距離を図示しないことができること。

また、建築物の場合、延焼のおそれのある部分が発生する場合は、その部分を示すこと。

c 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。

d 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓又は出入口の防火設備で国土交通大臣の認定品を使用する場合には、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。

e 貯留設備等については、平面図に位置、寸法又は有効容量を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

f 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分の工作物にあつては架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付すること。

g タンク、塔槽類等、危険物取扱設備（以下「タンク等」という。）については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等（タンク等の支柱、油面計等の付属設備を含む。）については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないものであること。

(a) タンク等の支柱等については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

(b) 液面計等の付属設備については、上記の構造図に取付け位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

(c) 鋼製の地下貯蔵タンクに鋼板に間隙を有するように取付け、かつ、危険物の漏れを常時検知することができる設備を設けたタンク（以下「SSタンク」という。）のうち、「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について」【平成 3 年消防危第 37 号】中の図 1-1 から図 5-2 の例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと。

- (d) 鋼製の地下貯蔵タンクに強化プラスチックに間隙を有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたタンク（以下「S F タンク」という。）のうち、危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されたタンクを使用する場合は、強度計算書の添付は要しないこと。
- (e) 強化プラスチック製の地下貯蔵タンクに強化プラスチックに間隙を有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたタンク（以下「F F タンク」という。）にあっては、危険物保安技術協会が交付した「試験確認結果通知書」の写し及び認定情報によって示される構造等の仕様書、図面等と照合できる図面等を添付すること。
- (f) 危政令第 13 条第 3 項に規定する危険物の漏れを防止できる構造の地下貯蔵タンクのうち「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」【昭和 62 年消防危第 75 号】図 1-1 から図 5 の例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと。
- (g) 計装機器等（危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。）は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
なお、大型製造プラント等、多数の設備を有する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができること。
- (h) 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。）及び危険場所（可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれがある場所をいう。以下同じ。）にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造（防爆対策を含む。）等を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。
なお、大型製造プラント等、多数の設備を有する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができること。
- (i) 危険物取扱設備と関連のない非対象設備（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しないものをいう。）で危険場所でないものは、配置図等に名称、材質を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。

h 地上配管

- (a) 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができること。ただし、保有空地内に敷設する配管については、(b) の施設範囲外に敷設する地上配管の例によること。
- (b) 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。
また、敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
なお、大型製造プラント等においてはフロー図等に、設置に係る設計条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。
- (c) (b) のほか、配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造、耐火性等を示した設置図及び配管構造図の添付は、審査にあたり具体的な必要性が認められる場合とし、その判断にあっては、「申請・届出書類の合理化について」【平成 13 年消防危第 39 号】を参考にすること。
- (d) 構造計算書等

計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとするができること。

- i 地下配管については、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況等を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- j 構造計算書等については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとするができること。
- k 電気設備について
 - (a) 危険場所の電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号及び等級等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
また、電気配線については、各配線系統のルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載すること。
 - (b) 危険場所以外の電気設備については、電気設備の記載は要さないこと。また、電気配線については、配置図等へ主電源等から危険場所に至る主配線のルート及び耐火壁を貫通する場所、保有空地上を通過する場合のみ記載することとし、その他の電気配線のルートについては、記載を要さないこと。
- l 構造設備明細書については、設備、機器等を多数設置する場合、設備、機器等のリストを別紙として添付することができること。
- m 第4種及び第5種を除く消火設備、警報設備の設計書については、計算のための諸条件、計算結果のみを記載したものとすることができること。

イ 製造所、一般取扱所

ア（イ）gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

（ア）工程の概要説明関係

製造及び取扱い作業の概要を把握できるように説明するもので、必要に応じて工程の概略を示した図を添付するように指導するとともに、次の内容が含まれること。

- a 原料の供給から最終工程までの物質収支（内容物の品名、数量等）
なお、複数の工程が混在している場合は、工程ごととする。
- b 危険物の製造工程上におけるバッチプロセス、連続運転等
- c 運転中の温度、圧力等
- d 反応工程がある場合は、反応温度、圧力、反応式、反応物質の構造式、反応熱等
- e 取扱い上の危険性及びその対応策（緊急時対策）
なお、緊急時対策とは、冷却、水張り込み、反応停止（抑止）剤の投入、ガス抜き弁からのガス放出、ブローダウンタンクへのブロー等をいうもの。

（イ）工程全体のフローシート

- a （ア）の概要説明を補足するよう示すこと。
- b 危険物、高圧ガス、ユーティリティー等の機器と配管が色分け
＜例＞ 危険物：赤 非危険物：青

- c 工程中の機器、名称、番号等は機器リストと同一のものとし、主要な計器及び安全装置の種類の明示
- d (ア) c による計器類の圧力、温度等
- e 変更許可の場合は、変更後と変更前の対比できる資料を添付することが望ましい。



対比した申請図面等の例

- (ウ) 建築物関係
- (エ) 機器リスト
- (オ) (エ) の機器リストに基づく仕様書等
- (カ) 設置許可申請において、後工程となる機器・設備等の仕様が定まらない場合は、設計における仕様を機器一覧表等で示し、構造図等は暫定のものを添付するよう指導すること。
許可後工事が進行した段階で仕様が確定した場合は、その都度図面を差し替えることとする。その際、許可申請時と仕様が明らかに異なる場合は、第2、1（2）による設置の変更許可申請が必要になること。

ウ 屋内貯蔵所

上記ア（イ）gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

- (ア) 建築物関係
- (イ) 架台の設計図書及び計算書、架台の固定方法
- (ウ) 油種別貯蔵図及び容器の材質

エ 屋外タンク貯蔵所

ア（イ）gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

- (ア) タンク容量計算書
- (イ) タンク構造計算書及び施工要領書

地盤の極限支持力度と地震による最大応力に関する検討

- a 本体の許容力及び応力の算定（耐震及び耐風圧構造に関する検討、固定のためのボルトを設けるものにあつてはその強度計算書）
- b 大気弁・通気口の容量検討（JIS-B-8501）
- c その他必要と認められる書類

（ウ）タンク本体製作図

（エ）その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

（オ）防油堤（自重、液圧、地震の影響への評価計算書含む。）

（カ）基礎構造図、地盤製造図等

オ 屋内タンク貯蔵所

ア（イ）gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

（ア）タンク容量計算書

（イ）位置図

（ウ）建築物関係

（エ）危政令第12条第2項第8号に基づく漏れた危険物を収納できる旨の容量計算書

（オ）タンク本体製作図

（カ）その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

カ 地下タンク貯蔵所

ア（イ）gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

（ア）タンク容量計算書

（イ）位置図

（ウ）タンク本体製作図

（エ）その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

（オ）地耐力に対する検討

（カ）浮力に対する検討

（キ）土木関係設備

（ク）漏れ検知設備の仕様が判るもの

キ 簡易タンク貯蔵所

ア（イ）gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

（ア）タンク容量計算書

（イ）位置図

（ウ）建築関係

（エ）タンク本体製作図

ク 移動タンク貯蔵所

ア（イ）gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

（ア）移動タンク共通事項

各図面の記載要領は、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」【平成9年消防危第33号】により記載すること。

（イ）積載式移動タンク貯蔵所は（ア）のほか、次に掲げるものとする。

- a 貯蔵が予想されるすべての危険物の類・品名・化学名・数量及び指定数量の倍数の一覧表
- b 同一の敷地内に複数の移動タンク貯蔵所を常置場所とする場合は、第33号通知中の配置図に既に許可している全ての移動タンク貯蔵所の位置を記載させ、常置場所が重複していないことを証明すること。
- c 日本海事検定協会等の検査証明書の写し又はタンク検査済証の写し（積載式移動タンク貯蔵所のうち国際輸送用のみ）
なお、危政令第15条第5項に該当する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所においては、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関若しくはこれに係る機関の許可書又はこれに類する書類に写しを添付させ、タンクコンテナに係る構造及び設備に係る図面は、完成検査の実施に支障ない範囲のものとする。

（ウ）移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- a 変更する常置場所の位置又は建築物の図面
- b 申請書には、次の書類の写しを添付すること。
 - （a）変更前の最新の許可書及びこれに添付されて返却された申請図書（副本等）
 - （b）タンク検査済証
 - （c）旧常置場所に係る完成検査済証
 - （d）譲渡引渡届出書（旧行政庁に届出されたもの）
 - （e）その他必要に応じ添付するもの
 - i 品名、数量又は指定数量の倍数の変更届出書
 - ii 譲渡、引渡に関する委任状等（申請者が、直接新行政庁に対し、常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行う場合）

ケ 屋外貯蔵所

上記ア（イ）gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

（ア）外観及び外寸

（イ）架台の設計図書及び計算書

（ウ）油種別の貯蔵図

コ 給油取扱所

上記ア（イ）gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

- (ア) 地下貯蔵タンクに係る図書（上記カに定めるもの。）
- (イ) 給油取扱所求積図及び空地比（キャノピー等）求積図
- (ウ) 平面図（給油空地、注油空地図示）、勾配図及び緑地図
- (エ) 立面図及び断面図
- (オ) 矩計図
- (カ) 展開図及び建具表
- (キ) 土木関係
- (ク) 滞留及び流出防止措置の構造図
- (ケ) その他危険物関係
- (コ) 外構図
- (サ) サービス機器関係
- (シ) 固定給油設備及び固定注油設備関係

離隔距離（危政令第17条第1項第13号に定める距離をいう。）を表す図書及び下記に示すもの（固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）で、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたもの（以下「確認済機種」という。）にあっては、次の書類以外は必要ないものであること。

- a 給油取扱所構造設備明細書に型式機種名及び確認番号（例 TA-01-002：固定給油設備等に貼られている型式試験確認済証（A012545等）の番号ではないので、注意すること。）を記載すること。
 - b 固定給油設備等の型式試験確認証明書の写し
 - c 外型構造図
- (ス) 確認済機種以外の固定給油設備等にあっては、次の書類を添付すること。
- a 固定給油設備等の仕様書
 - b 外観構造図（材質を含む。）
 - c 先端弁構造
 - d ポンプ吐出部以降の給油管及び送油管のうち弁、計量器等を除く部分の0.5MPaの配管圧力試験成績書。ただし、昭和62年5月1日以前に設置されている確認済機種以外の機種を移設（当該許可施設以外でも可。ただし、昭和62年5月1日以前に設置の許可を受けているものに限る。）する場合は、配管圧力試験成績書を省略することができる。
- (セ) 危政令第17条第1項第16号に定める床面積の変更がある場合又は設置の許可申請時に限り、危規則第25条の6に規定する屋内給油取扱所に該当するかどうかの計算式を添付すること。
- (ソ) その他緊急時に必要となる設備の仕様書

サ 販売取扱所

上記ア（イ）gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

建築関係（全体図、配置図、主要構造部、出入口、窓の構造及び材質、床の構造及び傾斜並びに貯留設備等の設置、区画の位置、構造等）

シ 移送取扱所

上記ア（イ）gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

（ア）計算書（配管強度、架台強度等）

（イ）配管系の安全装置等（運転監視装置、安全制御装置、圧力安全装置、漏えい検知装置、緊急しゃ断弁、感震装置、通報装置、警報装置、巡回監視車、予備動力源等）

（ウ）その他取り扱う危険物の性状等により不可欠となる設備

（4）危政令第23条の適用に必要な書類

ア 根拠

危政令第23条、組合危規則第5条

イ 申請に必要な書類

特例を適用する場合は、必要に応じて、設置又は変更許可申請に「危険物の規制に関する政令第23条の適用申請」を添付すること。

ウ 危政令第23条の適用について

特例基準の適用は、許可行政庁が判断して行うもので、設置者等の判断によるものではないこと。

なお、この判断は次の（ア）又は（イ）による客観的条件によるものである。

また、通知、通達等により危政令第23条の適用要件にあたるものであっても、当該特例の要件を相互に認識し、維持を行う目的から、当該書類を提出するよう指導すること。

（ア）危政令第9条から第22条の基準によらなくても危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに危険物施設の周囲の地形その他の状況等から火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき。

（イ）予想しない特殊の構造又は設備を用いることにより、危政令第9条から第22条の基準による危険物施設の位置、構造及び設備の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき。

（5）仮使用承認申請に必要な書類

ア 根拠

法第11条第5項ただし書き

イ 申請に必要な書類

（ア）危規則様式第7、7の2（変更許可を同時に行う場合）

（イ）仮使用の承認を受ける範囲の示された図面

（ウ）仮使用時における工事計画書、工事工程表、安全対策等に関する図書

（エ）仮設備を設置する場合は当該設備に関する図書

3 許可申請の取下げ（許可の取消し）申請

（1）根拠

組合危規則第8条

（2）許可申請の取下げ（許可の取消し）に必要な書類

ア 許可申請の取下げの場合

危険物製造所等設置（変更）許可申請の取下げ申請書（組合危規則第8号様式）

イ 許可の取消しの場合

危険物製造所等設置（変更）許可の取消し申請書（組合危規則第9号様式）

（3）事務処理実施上の留意事項

申請書（副）の経過欄に「取下げ（取消し）年月日」及び「取下げ、取消しの別」を記入し、返送すること。

なお、申請者から申請書（正副）全ての返送を求められた場合は、返送することができる。

4 完成検査申請

（1）根拠

法第11条第5項・危政令第8条・組合危規則第6条

（2）完成検査申請に必要な書類

危険物製造所等完成検査申請書（危規則様式第8又は様式第9）

（3）申請数について

完成検査前の同一許可施設において、設置又は変更許可後、完成検査前に変更許可を複数受け、それらの完成検査を同時に行うものにあつては、完成検査申請は1件（同時完成検査）として取り扱うこと。ただし、特に必要があつて完成検査の日を違えてそれぞれ別個に行う場合は、別件として取り扱うこと。

（4）申請に係る添付書類

完成検査申請書に必要な添付書類は、次のようなものがある。

ア 特定屋外タンク貯蔵所の水張検査等の際に行った水平度測定等の記録書【昭和52年消防危第56号】

イ 危政令第8条の2第4項第1号に定めるところにより、当該タンクの完成検査前検査としての水張試験又は水圧試験を要さないものにあつては次のいずれかの写し【昭和57年消防危第10号】

（ア）特定設備検査合格証（特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）別記様式第4号）

（イ）第一種圧力容器明細書（ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）様式第4号）又は第一種圧力容器検査証（ボイラー及び圧力容器安全規則別記様式第23号）の表面及び裏面（労働安全衛生法第38条第2項の規定による第一種圧力容器の変更検査の場合に限る。）

(ウ) 第二種圧力容器明細書（機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号）別記様式第 2 号（3）又は小型圧力容器明細書（機械等検定規則別記様式第 2 号（5））

(5) 完成検査を受ける前日までに申請又は届出する書類

完成検査を受ける前日までに次の書類のうち当該製造所等に係るものを提出されているか確認を行うこと。

なお、当該製造所等が法第 8 条により防火管理者及び消防計画（建築物全体を対象）の提出が必要となる場合があるので、提出時期等について別途指導すること。

ア 危険物保安監督者選任届出書

イ 予防規程制定（変更）認可申請書

5 予防規程制定（変更）認可申請

(1) 根拠

法第 14 条の 2・組合危規則第 16 条

(2) 予防規程制定・変更認可申請に必要な書類

ア 予防規程制定・変更認可申請書（危規則様式第 26）

イ 当該認可を受けようとする予防規程

(3) 複数の予防規程作成施設が存在する場合には、製造所等の別、貯蔵所又は取扱所の区分、設置の許可年月日及び許可番号、危険物の類、品名（指定数量）、最大数量、指定数量の倍数の欄は、代表的な施設を記入し、その他の施設については、これらの項目を一覧表にしたものを添付すること。

(4) 予防規程上の氏名等の変更について

ア 昭和 62 消防危第 38 号別添備考による「届出」を「差換」と読み替えるとともに、所長等の変更があった場合は、遅滞なく差換えを行うこと。ただし、この場合差換えで対応できない場合は、変更の申請を行うよう指導すること。

イ アに伴い、差替した予防規程の正副に受付印を押印し、副を申請者に返納すること。

6 完成検査前検査申請（水張検査・水圧検査）

(1) 根拠

法第 11 条の 2・組合危規則第 12 条

(2) 完成検査前検査（水張検査・水圧検査）申請に必要な書類

完成検査前検査（水張検査・水圧検査）申請に必要な書類は、次の書類とする。ただし、設置又は変更許可申請において、タンクの構造等が確認できる場合は、省略することができるものとする。

ア 危険物製造所等完成検査前検査申請書（危規則様式第 13）

イ タンクの容量計算書

ウ タンクの構造、材質及び寸法が記載された書類

(3) 申請の方法

ア 完成検査前検査申請は、タンク 1 基ごととすること。

イ 圧力タンクは5kPaを超える圧力がかかるものとする。【昭和52消防令第56号】

(4) 設置（変更）許可申請に係る書類との関係

ア 完成検査前検査申請書の添付書類は、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と同一の場合には不要とすることができる。【平成9年消防令第35号】

この場合において、製造所又は一般取扱所で複数の20号タンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象の20号タンクが明確に特定できるよう記載すること。

イ 設置条件等を事前に協議した上で、製造所等の設置許可申請の前に当該製造所等に設置される20号タンクの完成検査前検査を実施して差し支えないこと。

なお、当該申請書にタンクの構造明細図書を添付させること。

(5) 完成検査前検査の受検時期

完成検査前検査は、工事工程検査であるため、原則、完成検査の前に受検する必要があるが、設置又は変更の許可がなされる前に完成検査前検査申請がなされた場合、当該検査をして差し支えないものであること。ただし、設置・変更許可申請の審査途中において、タンク部分に修正が必要な場合、これを補正し、必要に応じて再度完成検査前検査を受検すること。【平成10年消防令第90号】

(6) 検査要領

水張検査は、基礎の沈下状態が安定した段階で、次の項目について検査を行うこと。

なお、20号タンクでタンク内部をグラスライニングしたもの又はジャケット付のもの等で、本来の水張検査又は水圧検査の方法をもってしては支障があり、又は困難な場合は、真空試験及び非破壊試験によることができるものとする。

ア タンク本体の形状・大きさ（寸法）・板厚・材質の確認

イ 水量の確認（許可容量以上）

ウ 溶接線の形状等目視検査

エ 変形の有無

オ 漏れの有無（塗装しない状態で行うこと。）

(7) 完成検査前検査（水張検査）の特例について

危政令第11条第6項に定めるところにより、危規則第22条の4第1項に定めるタンク本体の工事に関する工事を含む変更の工事が行われた場合は、当該屋外貯蔵タンク（20号タンクを含む。）の完成検査時に当該工事に係る部分について気密性に異常がないことの確認が必要であること。【昭和59年消防令第72号】

(8) 水圧検査における検査圧力について

水圧検査については、検査対象タンクの最大常用圧力の1.5倍とすること。ただし、最大常用圧力の1.5倍以上を検査圧力とした場合であっても、危険物の貯蔵・取扱上支障なければ、その検査圧力で使用することは差し支えないものであること。

なお、1.5倍未満である場合は、再検査が必要であること。

(9) 特定屋外タンク貯蔵所における水平度測定について

危規則第20条の10第1号に規定する水平度測定は、タンクを満水にして48時間以上経過させてから実施すること。

7 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請

(1) 根拠

危規則第 62 条の 5 の 2 ・ 第 62 条の 5 の 3

(2) 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請に必要な書類

休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請に必要な添付書類は、次のとおりとする。

ア 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書（危規則様式第 42）又は休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書（危規則様式第 43）

イ 危険物の除去方法、危険物又は可燃性蒸気の流入防止措置に関する書面

ウ 対象となる地下貯蔵タンク又は地下埋設配管が判別できる資料（平面図等）

(3) 事務処理上の留意事項【平成 22 年消防危第 144 号・平成 22 年上予第 3294 号】

ア 次の事項について現場調査又は写真により確認すること。【令和 2 年上予第 1933 号】

（ア）危険物が清掃等により完全に除去されていること。

（イ）危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置（いたずら防止のための施錠など）が講じられていること。

（ウ）見やすい箇所に幅 0.3m 以上、長さ 0.6m 以上の地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識を掲示すること。



イ 製造所等の 20 号タンク、給油取扱所の専用タンク又は地下埋設配管等の場合については、当該施設に附属する地下貯蔵タンク等 1 基ごと又は配管 1 本ごとに漏れの点検期間の延長をすることができる。

また、申請書は 1 の危険物施設ごとに提出することとし、1 の申請書に附属する複数の地下貯蔵タンク等について記載することができる。

ウ 地下貯蔵タンク本体又は二重殻タンク外殻の漏れの点検期間を延長する際、当該タンクの存する危険物施設に附属する地下埋設配管の漏れの点検期間も併せて延長する場合は、危規則別記様式第 42 及び別記様式第 43 の両方の申請が必要になることに留意すること。

エ 休止の間、腐食のおそれが特に高い又は高いに該当することとなる地下貯蔵タンクがある場合は、危政令第 23 条による特例申請を同時に申請すること。【平成 22 年消防危第 158 号・平成 22 年上予第 3294 号】

- オ 再開の見込みのない地下貯蔵タンクは、原則当該申請によらず、廃止届出を指導すること。
また当該申請を受理した場合、概ね3年ごとに再開の見込みを検討すること。【令和2年上予第1933号】

8 完成検査済証の再交付の申請

(1) 根拠

危政令第8条第4項

(2) 完成検査済証の再交付に必要な書類

完成検査済証再交付申請書（危規則様式第12号）

(3) 事務処理実施上の留意事項【昭和57年消防危第10号】

ア 再交付する完成検査済証の下欄左余白部に「再交付」と記載すること。
この場合文字は赤色とし、押印によるものとする。

イ 申請書（正副）の経過欄には、再交付年月日を記載すること。

(4) 行政庁の変更に係る特例

当局（組合）の発足前に、管轄する区域内において、新潟県知事その他の行政庁が行った許可又は検査については、消防法第16条の7の規定に基づく危政令第41条の2の規定により、当組合管理者が行った許可又は検査とみなされるため、当該許可又は検査に係る検査書類等を当組合管理者が再交付して差し支えないものであること。

なお、この場合にあっては、再交付する検査書類等の記載方法は、現行の様式を用いて行うこと。ただし、再交付する行政庁は現行の交付者とする。

9 許可書及びタンク検査済証の再交付の申請

(1) 根拠

組合危規則第18条

(2) 許可書等の再交付に必要な書類

危険物製造所等許可書・タンク検査済証再交付申請書（組合危規則第20号様式）

(3) 事務処理実施上の留意事項

ア 再交付する許可書又はタンク検査済証（正本に限る。）の下欄左余白部に「再交付」と記載すること。
この場合、文字は赤色とし、押印によるものとする。

イ 申請書（正副）の経過欄には、再交付年月日を記載すること。

ウ タンクプレートの再交付は組合危規則第18条の規定により再交付の対象ではないが、申請者からの申し出により交付できるものとする。

(4) 行政庁の変更に係る特例

9（4）に準じる。

第2 各種届出

1 着工届出

(1) 根拠

法第17条の5・法第17条の14

(2) 着工届出に必要な書類

危険物施設において消防用設備等の工事をしようとするときは、法第17条の14の規定により規則第33条の18による「工事整備対象設備等着工届出書」の届出が必要となる。ただし、【平成9年消防予第192号】に基づく軽微な工事に該当する場合は、届出を要しないことができる。

(3) 提出時期

消火設備、警報設備及び避難設備（以下「消火設備等」という。）の着工は、法第17条の5の規定により消防設備士による工事が必要であり、着工届出は着工の10日前までに届け出ることにより足りるが、製造所等の消火設備等は、位置、構造及び設備の一部として許可するものであるため、可能な限り許可の申請と同時期に届出するよう指導すること。
【令和5年組合通達】

2 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出

(1) 根拠

法第11条の4第1項・組合危規則第13条

(2) 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出に必要な書類

ア 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書（危規則様式第16）

イ 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

(3) 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出受理上の留意事項

ア 当該届出は、品名又は数量を変更しても位置、構造及び設備の変更を伴わないことを確認する。

なお、位置、構造及び設備の変更を伴う場合は、変更許可が必要である。ただし、屋外タンク貯蔵所の一時的な油種の変更に伴い、保有空地の幅が増減する場合で、既に許可を受けている大なる保有空地を確保したままでの油種変更は、位置、構造及び設備の変更を伴わないものとみなし品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出により処理する。

イ 指定数量の倍数の増大により新たに避雷設備、消火設備又は警報設備の設置が必要となる場合があるので留意すること。

ウ 掲示板の記載事項は、必要に応じて当該届出に資料を添付するよう指導すること。

エ 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所においては、品名の変更により貯蔵物の比重が増加する場合、設計比重を超えないよう留意すること。

オ 「品名」とは危政令別表第3の品名をいうものである。危険物の「類」又はその他の一般的名称をいうものではない。例えばジエチルエーテルからアセトンに変更する場合は、届出を要し、同じ第1石油類の中のアセトンからガソリンに変更する場合は届出を要しない。ただし、このような場合は、法第16条の5に基づき当該届出を求めよう指導すること。

カ 「数量」とは、実際の数量をいうものではなく、許可数量をいうものであること。

- キ 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(昭和 63 年政令第 358 号)及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成元年省令第 5 号)の附則により、当該製造所等に係る指定数量の倍数が、平成 2 年 5 月 23 日における指定数量の倍数を超えないことを条件に新たな基準を適用しないこととされている製造所等については、当該指定数量の倍数を超えないこと。

3 譲渡引渡届出

(1) 根拠

法第 11 条第 6 項・組合危規則第 11 条

(2) 譲渡引渡届出に必要な書類

ア 危険物製造所等譲渡引渡届出書(危規則様式第 15)

イ 同時に複数の危険物施設が譲渡引渡される場合は、そのリスト

ウ 譲渡又は引渡の登記の写し若しくは譲渡人又は引渡人の発行した証明書(当事者の連名による譲渡書若しくは引渡書又は登記抄本等の写しなど)

(3) 譲渡又は引渡の意義

譲渡又は引渡の意義については、次によること。

ア 譲渡とは、贈与、売買等債権契約により所有権を移転することをいう。(会社等の合併によるものなど)

イ 引渡とは、競売、競落、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の占有権が移転することをいう。(管理委託契約等の締結など)

(4) (3) に基づく実態がない場合は、名称変更届出が適当であること。

(5) 市外からの転入による移動タンク貯蔵所の常置場所変更許可に伴うものは、変更許可申請に添付すること。

4 名称変更届出

(1) 根拠

組合危規則 17 条第 1 項

(2) 名称変更届出に必要な書類

ア 危険物製造所等名称変更届出書(組合危規則第 14 号様式)

イ 同時に複数の危険物施設の設置者の名称変更がある場合は、そのリスト

ウ 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

(3) 事務処理実施上の留意事項

ア 名称変更届出は設置者の交代や、役職名の変更等も届出の対象となること。必ずしも危険物施設を所有する代表取締役や工場長とは限らないことに留意すること。

イ 県知事又は市長などが変更となり、設置者が届出によらずとも明らかな場合は、届出をしないこととして差し支えない。【組合質疑】

5 用途廃止届出

(1) 根拠

法第12条の6・組合危規則第14条

(2) 危険物製造所等廃止届出に必要な書類

危険物製造所等廃止届出に必要な添付書類は、次の書類とする。

ア 危険物製造所等廃止届出書（危規則様式第17）

イ 当該製造所等の完成検査済証（変更許可をした場合は、直近の完成検査済証）
なお、完成検査済証を紛失又は亡失した場合は、所在がわかり次第届け出る旨を示した書面を添付するよう指導すること。（紛失等届出など）

ウ 移動タンク貯蔵所のタンクプレート（その他製造所の20号タンク等のタンクプレートは任意）

(3) 事務処理実施上の留意事項

ア 危険物製造所等廃止届出書を受理する際には、当該製造所等の危険物が完全に除去されていることを現場調査により確認するとともに、施設解体時の次の安全対策を行うこと。【平成3年消防危第78号・平成22年上予第2176号】

（ア）タンクの解体は、市街地を避け安全な場所で行うとともに、残留危険物を水の充填などにより完全に除去し、溶断など火気使用前のガス検知による安全確認や、爆発防止として開口部の確保後の火気使用などの安全対策を実施して行うこと。

（イ）危険物配管の解体は、溶断など火気使用せずに行うこと。
なお、やむを得ず溶断を行う場合は内部の水洗いなどにより危険物を完全に除去後行うこと。

（ウ）地下貯蔵タンクを廃止する際は、原則として地下貯蔵タンクの解体及び撤去を原則とするが、やむを得ず地下貯蔵タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。
なお、充填する前はタンク内を清掃し、残存危険物を除去すること。

6 軽微な変更工事届出

(1) 根拠

組合危規則17条第1項

(2) 軽微な変更工事届出に必要な書類

ア 軽微な変更工事届出書（組合危規則第16号様式）

イ 工事計画書（工事の内容、方法、工程、火災予防上必要な措置に係る設備の設置方法、仮使用設備の位置及び構造、使用器具（火気及び火花を生ずるおそれのあるもの）等を記載すること。）

ウ その他必要な書類（工事部分の概略図面、計算書等）

(3) 現場調査

確認を要する変更工事が行われた場合は、原則現場確認等（直接確認又は写真提出）は要さないものであるが、資料による変更部分が明確でない場合などは現場確認等を実施するものとする。【令和5年上予第81号】

(4) 事務処理実施上の留意事項

- ア 変更工事に係る資料提出（確認を要する変更工事）を行う場合は、この届出によるものとする。
- イ 添付する書類は（２）にかかわらず、設置（変更）許可申請に必要な書類に準じることとして差し支えない。

7 火気使用工事届出

（１）根拠

組合危規則 17 条第 2 項

（２）火気使用工事届出に必要な書類

火気使用工事届出に必要な添付書類は、次の書類とする。

- ア 火気使用工事届出書（組合危規則第 18 号様式）
- イ 案内図
- ウ 配置図
- エ 安全対策
- オ 火気使用器具
- カ 火気使用場所図面

（３）申請の方法

変更許可を要さない変更工事（組合危規則第 17 条第 1 項により軽微な変更届出をした場合を除く。）で、当該工事において火気を使用するものにあつては危険物製造所等火気使用工事届出が必要となる。

なお、同一敷地内は、一括して受理することができるものとする。

（４）安全対策の内容

安全対策の内容には少なくとも次の留意事項が含まれていること。

- ア 工事前には、関係者と十分な打合せを行い、工事内容、安全対策、通報体制等について確認すること。
- イ 火気使用中は、事業所担当者が立会い、安全管理に努めること。
- ウ 工事中は、災害に備え消火器の増設等の対策を講ずること。
- エ その他、予防規程及び社内の安全規程等を遵守すること。

8 使用休止・再開届出

（１）根拠

法第 16 条の 5 ・ 組合危規則 17 条第 1 項

（２）使用休止・再開届出に必要な書類

- ア 危険物製造所等使用休止・再開届出書（組合危規則第 15 号様式）
- イ 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

（３）事務処理実施上の留意事項

- ア 危険物施設は休止中であっても、法第12条第1項に基づく維持管理を要するものであり、法第14条の3の2による定期点検を実施する必要があること。
- イ 危規則第62条の5から第62条の5の3による点検については、それぞれ「休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書」、「休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書」及び「休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書」により申請されている場合は不要である。【平成22年上予第3294号】
- ウ 休止中の危険物施設の使用を再開する場合は、定期点検の期限前であっても、定期点検（屋外タンク貯蔵所にあつては内部点検等）を行うこと。

9 保安監督者選任・解任届出

（1）根拠

法第13条第2項・組合危規程第15条

（2）危険物保安監督者選任・解任届出に必要な書類

危険物保安監督者選任・解任届出に必要な添付書類は、次の書類とする。

ア 危険物保安監督者選任・解任届出書（危規則様式第20）

イ 実務経験証明書（危規則様式第20の2）

ウ 危険物取扱者免状の写し（両面）

（3）事務処理上の留意事項

ア 同一敷地内の製造所等において、その態様、規模、位置等からみて十分な保安の監督が可能な場合には、一の危険物取扱者を複数の製造所等の危険物保安監督者とすることができる。

この場合は、選任届出書の記載欄は「別紙」と記入し、別紙を保安監督する製造所等の一覧、色別した配置図等を添付することができる。

イ 選任数については、複数となるよう指導すること。ただし、予防規程により代行者を定めた場合は除く。

ウ 6か月以上の実務経験には、危険物取扱者免状の交付を受ける前の製造所等での危険物取扱いの実務経験を含める。

エ 営業用給油取扱所等の危険物施設で収容人員により防火管理者が必要となる場合はその職務の類似性を考慮し、当該施設の防火管理者は危険物保安監督者と同一人とするように努めること。

10 保安統括管理者選任・解任届出

（1）根拠

法第12条の7第2項・組合危規則第15条

（2）危険物保安統括管理者選任・解任届出に必要な書類

ア 危険物保安統括管理者選任・解任届出書（危規則様式第19）

イ 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

（3）危険物保安統括管理者選任・解任届出受理上の留意事項

危険物保安統括管理者の資格は特に定められていないが、その責務が事業所における危険物及び危険物施設の保安に関する業務全てを統括管理することにより、防災に関する最終的な責任を持っていることから、当該事業所の最高責任者（工場長、事業所長など）をもってあてよう指導すること。

1 1 内部点検時期延長届出（個別延長）

（1）根拠

危規則第 62 条の 5

（2）特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書に必要な書類

特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書に必要な添付書類は、次のとおりとする。【平成 12 年消防危第 31 号】

ア 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書（タンクの腐食防止等の状況）（危規則様式第 33）又は特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書（危険物の貯蔵管理等の状況）（危規則様式第 34）

イ 危険物保安技術協会のタンク開放周期の個別延長に係る技術援助報告書

ウ 平成 12 年消防危第 31 号別添 2 標準的な添付書類

（3）事務処理上の留意事項

ア 既に施工されているコーティングについては、保安のための措置には該当しないものであること。

イ 当該特定屋外タンク貯蔵所の維持管理に起因する事故の発生等、危規則第 62 条の 2 の 2 に掲げるいずれかの要件が欠けた場合、又は危険物の貯蔵管理等の状況が良好なことから内部点検の時期延長が認められた特定屋外タンク貯蔵所の中途での油種、管理方法等の変更が生じた場合等は原則として当該延長は取り消されるものであること。

1 2 内部点検期間延長届出（保安上の理由）

（1）根拠

危規則第 62 条の 5 ただし書き

（2）屋外貯蔵タンク内部点検期間延長届出に必要な書類

ア 内部点検期間延長届出書（未制定）

イ 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

（3）危規則第 62 条の 5 ただし書の適用基準

危規則第 62 条の 5 ただし書の適用による内部点検期間の延長は、保安上の観点から判断し必要最小限のものに限り適用されるものであり、次によること。【昭和 57 年消防危第 42 号】

ア 災害その他非常事態が生じた場合

イ 保安上の必要が生じた場合

（4）保安上の理由以外は認められないものであること。